

## 製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2009-1031 0000/00/00  (事故発生地) 不明	CDラック（イルミネーション付き）  ネオンCDラック  （株）ハビネットマーケティング  不明	イルミネーション付きCDラックから、焦げたようなにおいがした。   (製品破損)	内部配線に不純物（硫黄、スズ、鉄等）を含み、硬く断線しやすくなった銅線が混入していたため、接続していた電源用DCジャック部で断線し火花が生じて被覆が焦げ異臭がしたものと推定される。  (A3)	他に同種事故発生情報はなく、拡大被害に至っていないことから、今後の事故発生状況を注視し、必要に応じて対応することとした。 なお、当該品は既に生産を終了している。	製造事業者   (受付:2009/07/14)
2008-5288 2009/01/12  (事故発生地) 東京都	アクセサリ（キーリング）  不明  フルラ ジャパン（株）  不明	革製のバッグに、透明なボール型キーリングを付けて歩いていたところ、バッグが焦げた。   (拡大被害)	事故品のキーリングに付いている装飾用の球体は透明な樹脂製で、凸レンズに類似の構造となっており、太陽光線を受けて収れん作用を生じ、バッグを焦がしたものと推定される。 なお、当該製品の特性から、収れん現象について注意喚起すべきところ、関係する表示等はなかった。  (A4)	他に同種事故発生情報がないことから、今後の事故発生に注視することとし、既製品についての措置はとらなかった。 なお、当該製品は既に輸入を終了しており、今後類似の製品を扱う場合は、取扱表示を付ける等の措置を行うこととする。	輸入事業者   (受付:2009/03/17)
2009-1433 2009/08/09  (事故発生地) 神奈川県	アクセサリ（サンダル用）  gabby（ギャビー）/20cm/ エレクトリックブルー  クロックス エイジア プライベート リミテッド  不明	女兒が専用アクセサリ付きの樹脂製シューズを履いていたところ、左足裏の皮が剥がれた。   (軽傷)	樹脂製シューズとアクセサリの留め具との間に隙間ができていたため、シューズの内側で浮いていた留め具の鋭利な端部に足が当たり、けがを負ったものと推定される。  (A1)	樹脂製サンダルに付けるアクセサリの事故防止のため、ホームページ及び店頭等において注意喚起を行い、サンダルとアクセサリのエッジの隙間を埋めるワッシャーを販売店等で無料配布していたが、樹脂製シューズについても、ワッシャーを配布するよう販売店に周知し、オンラインショップでは、ワッシャーと共に取扱方法を記載した文書を同梱した。	輸入事業者   (受付:2009/08/27)
2008-0324 2008/01/20  (事故発生地) 東京都	カイロ（靴用、使い捨て式）  オンボックス靴用 V0  マイコール（株）  約1日	靴用カイロを1日中装着していたところ、土踏まず部分に水ぶくれができた。   (軽傷)	本来つま先部で使用する当該製品を土踏まず部で使用したため、空隙が増大し通常より多くの酸素が供給されて温度が高くなり、長時間の使用で低温火傷を負ったものと考えられるが、詳細な使用状況は不明であり、原因の特定はできなかった。 なお、製品には、土踏まず部での使用を禁止する旨の注意表示はなかった。  (G3)	当該製品は使い捨てで製品寿命が短いことから、今後の事故発生状況を注視することとし、既製品についての措置はとらなかった。 なお、今後の製品については、個装の袋に「低温やけど防止のための注意」事項として、「土踏まずには使用しない」旨を追記した。	国の行政機関   (受付:2008/04/16)

## 製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2008-4745 2009/01/28  (事故発生地) 岐阜県	カイロ（使い捨て式、貼るタイプ）  不明	衣類を3枚重ねた上から、使い捨てカイロを使用していたところ、腰に低温火傷を負った。  (軽傷)	同等品100個について使用中の温度を測定した結果、最高温度の平均値は51.7℃（最大値55.6℃）で、JISの基準に適合しており、他に構造的な問題等も認められなかった。事故品が入手できず、また、詳細な使用状況は不明であり、原因の特定はできなかった。 なお、製品の個装には、「熱すぎると感じたときは、すぐにとりだし使用を中止」する旨など、低温火傷防止のための注意事項が表示されていた。  (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。  (受付:2009/02/04)	消費者センター  (受付:2009/02/04)
2009-0557 2008/12/08  (事故発生地) 福岡県	カイロ（電子レンジ加熱式）  約2日2回	首・肩用の電子レンジ加熱式カイロ（ジェルパック）をカバーから取り出し、電子レンジで加熱した後、カバーに戻して肩に置いたところ、ジェルパックが破れて内容物のジェルが漏れ出し、背中に火傷を負った。  (軽傷)	事故品は既に廃棄されており、同等品については通常使用において異常は認められず、詳細な使用状況が不明なことから、原因の特定はできなかった。  (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 なお、当該製品の製造及び販売を中止した。  (受付:2009/05/25)	消費者センター  (受付:2009/05/25)
2008-4246 2008/12/24  (事故発生地) 京都府	カイロ（発熱反応式）  エコカイロ ディズニー  (株)山二  約1回	カイロを温めるために、中に入っている金属盤を押し曲げたところ、内容物が飛び散って皮膚に付着し、発熱して固まり、指や顔などに軽い火傷を負った。 なお、事故品は、ポリ塩化ビニル（PVC）袋に酢酸ナトリウム水溶液と金属盤が入った発熱反応式のもので、金属盤への衝撃を核として酢酸ナトリウムが結晶化する際の反応熱で発熱する、繰り返し使用可能なカイロである。  (軽傷)	事故時に金属盤が位置していた箇所、PVC袋の張り合わせの圧着が不十分であったことから、金属盤を押し曲げた際に張り合わせがはがれて、結晶化が始まった内容物が飛んで手等に付着し、結晶化熱によって火傷を負ったものと推定される。 なお、当該製品の最高発熱温度はおおよそ50℃であり、その他に、内容物である酢酸ナトリウムの皮膚等に対する有害性は確認できなかった。  (A2)	他に同種事故発生の情報がなく、単品不良とみられる事故であるため、既販品についての措置はとらなかった。 なお、今後の生産品については、袋周囲の圧着時間を長くするとともに、取扱説明書に、金属盤を折り曲げる際の注意書きを追加することとした。  (受付:2009/01/08)	消費者  (受付:2009/01/08)
2006-0911 2006/06/23  (事故発生地) 大阪府	ガスライター（卓上用）  約5年	片手でガスライターの着火操作をしても火がつかなかったため、着火ボタンを両手で数回押していたところ、大きな炎が出て、ライターを落としテーブルが破損し、頬に火傷を負った。  (軽傷)	事故品はガス流量調整が効かず、着火ボタンの操作性も悪いことから、ガス流量調整部品や着火操作ボタンから圧電素子に繋がる部品（スプリング等）に不具合があるものと考えられるが、製造事業者及び使用状況の詳細は不明であり、原因の特定はできなかった。  (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。  (受付:2006/07/25)	消費者センター  (受付:2006/07/25)

## 製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-7140 2008/02/21  (事故発生地) 東京都	キャンドルホルダー  ファイバーキャンドルホルダー  (株) モンド  約2年6か月	キャンドルホルダーの中にろうそくを入れて点火し、テーブルセンター(敷布)の上に置き、部屋を出入りしていたところ、3時間後に大きな炎が上がってホルダーが炭化し、テーブルセンターの一部が燃え、木製のテーブルが焦げた。	当該キャンドルホルダーはポリエステル系樹脂製で、カップが付属していないろうそくを使用したため、燃焼終了間際、ろうそくの炎がキャンドルホルダーに引火したものと推定される。 なお、カップが付属していないろうそくの使用を禁止する旨の表示はされていなかった。	他に同種事故発生の情報はないことから、今後の事故発生状況を注視することとし、既販品についての措置はとらなかった。 なお、当該製品の輸入及び販売は既に終了している。	消費者  (受付:2008/03/24)
2009-0898 2009/06/18  (事故発生地) 神奈川県	サポーター(ひざベルト)  約1回	購入したひざベルトを初めて着用し、4時間ほど歩いた後に入浴したところ、ベルトを装着した部分がかゆみと痛みを伴って腫れ上がった。	当該製品はクロロブレンゴム製の芯材を使用しているため通気性が悪く、強く締めつけて長時間使用したことで、皮膚が蒸れてかぶれた可能性が考えられるが、詳細な使用状況等が不明であるため、原因の特定はできなかった。 なお、使用上の注意として、強く締めた状態では2～3時間に一度着脱する旨等が記載されていた。	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 なお、注意表示の改善について検討することとした。	消費者センター  (受付:2009/06/30)
2007-3443 2007/07/25  (事故発生地) 愛知県	サンダル  不明  ホーリーズジャパン(株)  不明	子供のサンダルがエスカレーターの右側面に挟み込まれ、右足首に打撲を負った。	エスカレーターのステップ端部の黄色い線を踏み、樹脂製サンダルがスカートガード等に接触する状態となり、「滑りにくい」「軟らかい」「伸びやすい」特性を併せ持つ当該製品とスカートガード表面のシリコンオイルの塗布状況等が相互に影響し、ステップ端部の隙間に巻き込まれたものと推定される。 なお、当該製品のこうした特性上、エスカレーターに乗る際には特に注意が必要であったが、その旨の注意表示はなかった。	ソール部を硬度の高い仕様に変更するなど製品の改良を行うとともに、エスカレーターに乗る際の注意事項を記載した警告タグを取り付けることとした。 なお、経済産業省は、サンダル業界に対して再発防止を要請している。一方、エスカレーター業界では、事故防止のため注意表示のステッカーを更新し、更に注意喚起のため制作したDVDを全国の小学校及び幼稚園へ送付している。	不明  (受付:2007/09/18)
2007-5084 2007/08/20  (事故発生地) 宮城県	サンダル  airwalk  (株) 三神通商  不明	子供のサンダルのつま先部分がエスカレーターに巻き込まれた。	エスカレーターのステップ端部の黄色い線を踏み、樹脂製サンダルがスカートガード等に接触する状態となり、「滑りにくい」「軟らかい」「伸びやすい」特性を併せ持つ当該製品とスカートガード表面のシリコンオイルの塗布状況等が相互に影響し、ステップ端部の隙間に巻き込まれたものと推定される。 なお、当該製品のこうした特性上、エスカレーターに乗る際には特に注意が必要であったが、その旨の注意表示はなかった。	ジュニア・ベビーサイズの製造を中止し、販売時に口頭で注意喚起を行った。2008(平成20)年2月の販売分から、素材を変更して硬度を高くするなど製品の改良を行うとともに、エスカレーターに乗る際の注意事項を記載した警告タグを取り付けている。 なお、経済産業省は、サンダル業界に対して再発防止を要請している。一方、エスカレーター業界では、事故防止のため注意表示のステッカーを更新し、更に注意喚起のため制作したDVDを全国の小学校及び幼稚園へ送付している。	輸入事業者  (受付:2007/12/26)

## 製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-3031 2007/06/17   (事故発生地) 群馬県	サンダル  airwalk  (株)三神通商  不明	子供のサンダルのつま先がエスカレーターとの踏み板とスカートガードの間に挟まれた。	エスカレーターのステップ端部の黄色い線を踏み、樹脂製サンダルがスカートガード等に接触する状態となり、「滑りにくい」「軟らかい」「伸びやすい」特性を併せ持つ当該製品とスカートガード表面のシリコンオイルの塗布状況等が相互に影響し、ステップ端部の隙間に巻き込まれたものと推定される。 なお、当該製品のこうした特性上、エスカレーターに乗る際には特に注意が必要であったが、その旨の注意表示はなかった。	ジュニア・ベビーサイズの製造を中止し、販売時に口頭で注意喚起を行った。2008(平成20)年2月の販売分から、素材を変更して硬度を高くするなど製品の改良を行うとともに、エスカレーターに乗る際の注意事項を記載した警告タグを取り付けている。 なお、経済産業省は、サンダル業界に対して再発防止を要請している。一方、エスカレーター業界では、事故防止のため注意表示のステッカーを更新し、更に注意喚起のため制作したDVDを全国の小学校及び幼稚園へ送付している。	不明    (受付:2007/08/27)
2009-0837 2009/06/17   (事故発生地) 福島県	サンダル  不明	サンダルを履くために甲部分を踏んだところ、甲部分に付いている金具が立っており、足の裏に約1cmの裂傷を負った。	サンダルの甲ベルトが保管時又は使用時に変形して金具が立った状態になっており、サンダルを履く際に当該金具の位置を確認せず、サンダル上に足をのせ体重をかけたため、金具により足の裏を裂傷したものと推定される。	被害者の不注意とみられる事故ではあるが、既に販売した商品について申し出があった場合には個別に対応を行う。 なお、同一シリーズ商品を店頭から撤去することとした。	輸入事業者    (受付:2009/06/23)
2008-0781 2008/05/00   (事故発生地) 鹿児島県	サンダル  不明	子供がエスカレーターに乗っていたところ、履いていたサンダルの左足のつま先がちぎれた。	事故品の靴底は硬く、容易にエスカレーターに巻き込まれるものではなかったが、被害者は足に合わない大きなサイズの製品を着用しており、自らエスカレーターの乗り方に原因があったと申し出ていることから、つま先部が黄色い線を越えていたため、サンダルがスカートガード等に接触し、事故に至ったものと推定される。	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、2008(平成20)年より、適正サイズの購入及びエスカレーターに乗る際の注意について、販売時に口頭説明を行っている。	輸入事業者    (受付:2008/05/23)
2008-1629 2008/07/24   (事故発生地) 広島県	サンダル  約1年	子供のサンダルのつま先部分がエスカレーターに巻き込まれ、サンダルが破損した。	事故品は、ソール部がラバー(下部)とEVA樹脂(上部)の2層構造のもので、ソール部の硬度は比較的高いものであった。被害者がエスカレーターのステップ端部の黄色い線を踏み、サンダルがスカートガード等に接触したため、ステップ端部の隙間に巻き込まれたものと考えられるが、詳細な使用状況等が不明であるため、原因の特定はできなかった。	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター    (受付:2008/07/28)

製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2009-1706 2009/08/03  (事故発生地) 不明	サンダル  ナチュラルビューティーベ ーシック 017-185313  (株) サンエー・インター ナショナル  不明	履いていたサンダルのストラップが 外れ、足を捻挫した。   (軽傷)	当該製品のストラップ部の接着強度について、出荷 前の試験結果には問題がなかったものの、あらためて 確認したところ、製品間のばらつきが大きく、社内基 準に満たない製品もあったことから、事故品は当該部 位の接着強度が不十分な不良品であったため、使用中 にストラップが剥がれたものと推定される。	2009(平成21)年8月6日付けホームペ ージ及び店頭にて社告を掲載し、製品を回収して いる。	販売事業者   (受付:2009/09/24)
2008-1660 2008/00/00  (事故発生地) 不明	サンダル(ハイヒール )  キメラパーク アバカフラ ワーモーターウッドサンダ ル (有) スリービレッジ  不明	サンダルを履いていたところ、ヒー ル部分が破損した。   (製品破損)	製造時にサンダルのヒールを貼り付ける際の接着が 不十分であったため、強度が不足し、使用中にサンダ ルのヒールがはがれたものと推定される。	製造不良のロットは特定されており、当該ロッ トを卸した販売店において、店頭で注意喚起を行 っている。 なお、当該製品の輸入・販売を中止した。	輸入事業者   (受付:2008/07/30)
2008-1669 2008/07/15  (事故発生地) 静岡県	サンダル(ビーチサン ダル)  約10日	ビーチサンダルを使用した際、足の 裏が「ツルツル」とした状態になり、 その後に家の廊下を歩いたところ、廊 下が滑りやすくなって、別の家人(子 供)が滑って転倒した。   (軽傷)	製造過程で型抜きの際に使用する離型剤(シリコン オイル)が残留し、事故品使用者の足の裏から廊下へ と付着が連鎖したことで廊下が滑りやすくなった可能 性が考えられるが、事故品は使用者により繰り返し洗 われているため残留成分の確認ができず、原因の特定 はできなかった。	事故原因が不明であるため、措置はとれなかつ た。	消費者センター   (受付:2008/08/01)
2009-0744 2009/06/07  (事故発生地) 東京都	ショッピングカート(折 り畳み式)  L2479 保冷3輪ショッピ ングカート  (株) 総通  約1か月	階段を昇段中、牽引していたショッ ピングカートのハンドルが突然抜け、 転倒しそうになった。 なお、当該製品は、車軸の両側で放 射状に並んだ3つの車輪が全体に回転 することで、階段の昇降が可能として いる。	事故品は、スライド式シングルハンドルの金属製パ イプを本体に保持しているストッパー(ABS樹脂製 )が破断しており、当該部品の肉厚が薄いこと、パイ プのかしめ位置が適正でなく形状がゆがんでいたこ と等の影響により、階段昇降時の繰り返し荷重に耐え きれず破損し、ハンドルパイプが本体から抜けたもの と推定される。	他に同種事故発生の情報はないことから、今後 の事故発生状況を注視することとし、既製品につ いての措置はとらなかった。 なお、当該製品の輸入を中止することとし、在 庫品については、ストッパー部分を補強するとと もに、階段昇降時に負荷がかかることに対する注 意事項を強調表示することとした。	消費者センター   (受付:2009/06/11)



## 製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2008-4901 2002/02/00	デスクマット  マ-MX547N  コクヨS&T(株)	デスクマットを使用していたところ、マットとの接触部分に皮膚炎を発症した。	当該デスクマットには皮膚感作性物質であるピリジン系有機抗菌剤(2, 3, 5, 6-テトラクロロ-4-[メチルスルホニル]ピリジン)が含有されていることから、このピリジン系有機抗菌剤との断続的な接触により、アレルギー性接触皮膚炎を発症したものと推定される。	注意喚起、製品の回収及び交換を実施するため、新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、Web広告、一般雑誌広告及び医師会関連雑誌の広告に回収案内を掲載している。また、販売店経由でユーザーに回収案内を行い、自社カタログにもその旨を記載したチラシを挿入している。 なお、当機構は2006(平成18)年12月13日付け「事故情報特記ニュース」で消費者に注意喚起を行った。	販売事業者  医療機関  (受付:2009/02/17)
2008-4902 2000/00/00	デスクマット  マ-506N  コクヨS&T(株)	デスクマットを使用していたところ、マットとの接触部分に皮膚炎を発症した。	当該デスクマットには皮膚感作性物質であるピリジン系有機抗菌剤(2, 3, 5, 6-テトラクロロ-4-[メチルスルホニル]ピリジン)が含有されていることから、このピリジン系有機抗菌剤との断続的な接触により、アレルギー性接触皮膚炎を発症したものと推定される。	注意喚起、製品の回収及び交換を実施するため、新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、Web広告、一般雑誌広告及び医師会関連雑誌の広告に回収案内を掲載している。また、販売店経由でユーザーに回収案内を行い、自社カタログにもその旨を記載したチラシを挿入している。 なお、当機構は2006(平成18)年12月13日付け「事故情報特記ニュース」で消費者に注意喚起を行った。	販売事業者  (受付:2009/02/17)
2008-4903 2006/07/00	デスクマット  マ-413NM  コクヨS&T(株)	デスクマットを使用していたところ、マットとの接触部分に皮膚炎を発症した。	当該デスクマットには皮膚感作性物質であるピリジン系有機抗菌剤(2, 3, 5, 6-テトラクロロ-4-[メチルスルホニル]ピリジン)が含有されていることから、このピリジン系有機抗菌剤との断続的な接触により、アレルギー性接触皮膚炎を発症したものと推定される。	注意喚起、製品の回収及び交換を実施するため、新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、Web広告、一般雑誌広告及び医師会関連雑誌の広告に回収案内を掲載している。また、販売店経由でユーザーに回収案内を行い、自社カタログにもその旨を記載したチラシを挿入している。 なお、当機構は2006(平成18)年12月13日付け「事故情報特記ニュース」で消費者に注意喚起を行った。	販売事業者  (受付:2009/02/17)
2008-4904 2007/07/00	デスクマット  マ-527N  コクヨS&T(株)	デスクマットを使用していたところ、マットとの接触部分に皮膚炎を発症した。	当該デスクマットには皮膚感作性物質であるピリジン系有機抗菌剤(2, 3, 5, 6-テトラクロロ-4-[メチルスルホニル]ピリジン)が含有されていることから、このピリジン系有機抗菌剤との断続的な接触により、アレルギー性接触皮膚炎を発症したものと推定される。	注意喚起、製品の回収及び交換を実施するため、新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、Web広告、一般雑誌広告及び医師会関連雑誌の広告に回収案内を掲載している。また、販売店経由でユーザーに回収案内を行い、自社カタログにもその旨を記載したチラシを挿入している。 なお、当機構は2006(平成18)年12月13日付け「事故情報特記ニュース」で消費者に注意喚起を行った。	販売事業者  (受付:2009/02/17)



## 製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2008-4909 0000/00/00  (事故発生地) 山形県	デスクマット  マ-MX517N  コクヨS&T(株)  不明	デスクマットを使用していたところ、マットとの接触部分に皮膚炎を発症した。   (軽傷)	当該デスクマットには皮膚感作性物質であるピリジン系有機抗菌剤(2,3,5,6-テトラクロロ-4-[メチルスルホニル]ピリジン)が含有されていることから、このピリジン系有機抗菌剤との断続的な接触により、アレルギー性接触皮膚炎を発症したものと推定される。   (A1)	注意喚起、製品の回収及び交換を実施するため、新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、Web広告、一般雑誌広告及び医師会関連雑誌の広告に回収案内を掲載している。また、販売店経由でユーザーに回収案内を行い、自社カタログにもその旨を記載したチラシを挿入している。 なお、当機構は2006(平成18)年12月13日付け「事故情報特記ニュース」で消費者に注意喚起を行った。	販売事業者   (受付:2009/02/17)
2008-4910 0000/00/00  (事故発生地) 福井県	デスクマット  マ-507N  コクヨS&T(株)  不明	デスクマットを使用していたところ、マットとの接触部分に皮膚炎を発症した。   (軽傷)	当該デスクマットには皮膚感作性物質であるピリジン系有機抗菌剤(2,3,5,6-テトラクロロ-4-[メチルスルホニル]ピリジン)が含有されていることから、このピリジン系有機抗菌剤との断続的な接触により、アレルギー性接触皮膚炎を発症したものと推定される。   (A1)	注意喚起、製品の回収及び交換を実施するため、新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、Web広告、一般雑誌広告及び医師会関連雑誌の広告に回収案内を掲載している。また、販売店経由でユーザーに回収案内を行い、自社カタログにもその旨を記載したチラシを挿入している。 なお、当機構は2006(平成18)年12月13日付け「事故情報特記ニュース」で消費者に注意喚起を行った。	販売事業者   (受付:2009/02/17)
2008-4911 0000/00/00  (事故発生地) 岐阜県	デスクマット  マ-427NM  コクヨS&T(株)  不明	デスクマットを使用していたところ、マットとの接触部分に皮膚炎を発症した。   (軽傷)	当該デスクマットには皮膚感作性物質であるピリジン系有機抗菌剤(2,3,5,6-テトラクロロ-4-[メチルスルホニル]ピリジン)が含有されていることから、このピリジン系有機抗菌剤との断続的な接触により、アレルギー性接触皮膚炎を発症したものと推定される。   (A1)	注意喚起、製品の回収及び交換を実施するため、新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、Web広告、一般雑誌広告及び医師会関連雑誌の広告に回収案内を掲載している。また、販売店経由でユーザーに回収案内を行い、自社カタログにもその旨を記載したチラシを挿入している。 なお、当機構は2006(平成18)年12月13日付け「事故情報特記ニュース」で消費者に注意喚起を行った。	販売事業者   (受付:2009/02/17)
2009-0107 2006/00/00  (事故発生地) 佐賀県	デスクマット  マ-407NM  コクヨS&T(株)  不明	デスクマットを使用していたところ、マットとの接触部分に皮膚炎を発症した。   (軽傷)	当該デスクマットには皮膚感作性物質であるピリジン系有機抗菌剤(2,3,5,6-テトラクロロ-4-[メチルスルホニル]ピリジン)が含有されていることから、このピリジン系有機抗菌剤との断続的な接触により、アレルギー性接触皮膚炎を発症したものと推定される。   (A1)	注意喚起、製品の回収及び交換を実施するため、新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、Web広告、一般雑誌広告及び医師会関連雑誌の広告に回収案内を掲載している。また、販売店経由でユーザーに回収案内を行い、自社カタログにもその旨を記載したチラシを挿入している。 なお、当機構は2006(平成18)年12月13日付け「事故情報特記ニュース」で消費者に注意喚起を行った。	販売事業者   (受付:2009/04/08)

## 製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2009-0710 2003/09/00  (事故発生地) 北海道	デスクマット  マ-400NM  コクヨS&T(株)  不明	デスクマットを使用していたところ、マットとの接触部分に皮膚炎を発症した。   (重傷)	当該デスクマットには皮膚感作性物質であるピリジン系有機抗菌剤(2,3,5,6-テトラクロロ-4-メチルスルホニル)ピリジン)が含有されていることから、このピリジン系有機抗菌剤との断続的な接触により、アレルギー性接触皮膚炎を発症したものと推定される。  (A1)	注意喚起、製品の回収及び交換を実施するため、新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、Web広告、一般雑誌広告及び医師会関連雑誌の広告に回収案内を掲載している。また、販売店経由でユーザーに回収案内を行い、自社カタログにもその旨を記載したチラシを挿入している。 なお、当機構は2006(平成18)年12月13日付け「事故情報特記ニュース」で消費者に注意喚起を行った。	販売事業者   (受付:2009/06/09)
2009-0711 2007/00/00  (事故発生地) 新潟県	デスクマット  マ-527N  コクヨS&T(株)  不明	デスクマットを使用していたところ、マットとの接触部分に皮膚炎を発症した。   (軽傷)	当該デスクマットには皮膚感作性物質であるピリジン系有機抗菌剤(2,3,5,6-テトラクロロ-4-メチルスルホニル)ピリジン)が含有されていることから、このピリジン系有機抗菌剤との断続的な接触により、アレルギー性接触皮膚炎を発症したものと推定される。  (A1)	注意喚起、製品の回収及び交換を実施するため、新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、Web広告、一般雑誌広告及び医師会関連雑誌の広告に回収案内を掲載している。また、販売店経由でユーザーに回収案内を行い、自社カタログにもその旨を記載したチラシを挿入している。 なお、当機構は2006(平成18)年12月13日付け「事故情報特記ニュース」で消費者に注意喚起を行った。	販売事業者   (受付:2009/06/09)
2009-0712 2008/10/00  (事故発生地) 愛知県	デスクマット  マ-527N  コクヨS&T(株)  不明	デスクマットを使用していたところ、マットとの接触部分に皮膚炎を発症した。   (軽傷)	当該デスクマットには皮膚感作性物質であるピリジン系有機抗菌剤(2,3,5,6-テトラクロロ-4-メチルスルホニル)ピリジン)が含有されていることから、このピリジン系有機抗菌剤との断続的な接触により、アレルギー性接触皮膚炎を発症したものと推定される。  (A1)	注意喚起、製品の回収及び交換を実施するため、新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、Web広告、一般雑誌広告及び医師会関連雑誌の広告に回収案内を掲載している。また、販売店経由でユーザーに回収案内を行い、自社カタログにもその旨を記載したチラシを挿入している。 なお、当機構は2006(平成18)年12月13日付け「事故情報特記ニュース」で消費者に注意喚起を行った。	販売事業者   (受付:2009/06/09)
2009-0713 0000/00/00  (事故発生地) 兵庫県	デスクマット  マ-MX527N  コクヨS&T(株)  不明	デスクマットを使用していたところ、マットとの接触部分に皮膚炎を発症した。   (軽傷)	当該デスクマットには皮膚感作性物質であるピリジン系有機抗菌剤(2,3,5,6-テトラクロロ-4-メチルスルホニル)ピリジン)が含有されていることから、このピリジン系有機抗菌剤との断続的な接触により、アレルギー性接触皮膚炎を発症したものと推定される。  (A1)	注意喚起、製品の回収及び交換を実施するため、新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、Web広告、一般雑誌広告及び医師会関連雑誌の広告に回収案内を掲載している。また、販売店経由でユーザーに回収案内を行い、自社カタログにもその旨を記載したチラシを挿入している。 なお、当機構は2006(平成18)年12月13日付け「事故情報特記ニュース」で消費者に注意喚起を行った。	販売事業者   (受付:2009/06/09)

## 製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2009-1161 2006/08/00  (事故発生地) 不明	デスクマット  デスクマット軟質（非転写・抗菌仕様）  コクヨS&T（株）  不明	デスクマットを使用していたところ、マットとの接触部分に皮膚炎を発症した。   (軽傷)	当該デスクマットには皮膚感作性物質であるピリジン系有機抗菌剤（2, 3, 5, 6-テトラクロロ-4-〔メチルスルホニル〕ピリジン）が含有されていることから、このピリジン系有機抗菌剤との断続的な接触により、アレルギー性接触皮膚炎を発症したものと推定される。  (A1)	注意喚起、製品の回収及び交換を実施するため、新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、Web広告、一般雑誌広告及び医師会関連雑誌の広告に回収案内を掲載している。また、販売店経由でユーザーに回収案内を行い、自社カタログにもその旨を記載したチラシを挿入している。 なお、当機構は2006（平成18）年12月13日付け「事故情報特記ニュース」で消費者に注意喚起を行った。	医療機関   (受付:2009/07/24)
2009-1373 1999/08/00  (事故発生地) 埼玉県	デスクマット  マ-507N  コクヨS&T（株）  約1か月	デスクマットを使用していたところ、マットとの接触部分に皮膚炎を発症した。   (重傷)	当該デスクマットには皮膚感作性物質であるピリジン系有機抗菌剤（2, 3, 5, 6-テトラクロロ-4-〔メチルスルホニル〕ピリジン）が含有されていることから、このピリジン系有機抗菌剤との断続的な接触により、アレルギー性接触皮膚炎を発症したものと推定される。  (A1)	注意喚起、製品の回収及び交換を実施するため、新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、Web広告、一般雑誌広告及び医師会関連雑誌の広告に回収案内を掲載している。また、販売店経由でユーザーに回収案内を行い、自社カタログにもその旨を記載したチラシを挿入している。 なお、当機構は2006（平成18）年12月13日付け「事故情報特記ニュース」で消費者に注意喚起を行った。	販売事業者   (受付:2009/08/21)
2009-1374 2005/00/00  (事故発生地) 北海道	デスクマット  マ-511N  コクヨS&T（株）  不明	デスクマットを使用していたところ、マットとの接触部分に皮膚炎を発症した。   (軽傷)	当該デスクマットには皮膚感作性物質であるピリジン系有機抗菌剤（2, 3, 5, 6-テトラクロロ-4-〔メチルスルホニル〕ピリジン）が含有されていることから、このピリジン系有機抗菌剤との断続的な接触により、アレルギー性接触皮膚炎を発症したものと推定される。  (A1)	注意喚起、製品の回収及び交換を実施するため、新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、Web広告、一般雑誌広告及び医師会関連雑誌の広告に回収案内を掲載している。また、販売店経由でユーザーに回収案内を行い、自社カタログにもその旨を記載したチラシを挿入している。 なお、当機構は2006（平成18）年12月13日付け「事故情報特記ニュース」で消費者に注意喚起を行った。	販売事業者   (受付:2009/08/21)
2009-1375 2004/00/00  (事故発生地) 兵庫県	デスクマット  マ-MX547N  コクヨS&T（株）  不明	デスクマットを使用していたところ、マットとの接触部分に皮膚炎を発症した。   (軽傷)	当該デスクマットには皮膚感作性物質であるピリジン系有機抗菌剤（2, 3, 5, 6-テトラクロロ-4-〔メチルスルホニル〕ピリジン）が含有されていることから、このピリジン系有機抗菌剤との断続的な接触により、アレルギー性接触皮膚炎を発症したものと推定される。  (A1)	注意喚起、製品の回収及び交換を実施するため、新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、Web広告、一般雑誌広告及び医師会関連雑誌の広告に回収案内を掲載している。また、販売店経由でユーザーに回収案内を行い、自社カタログにもその旨を記載したチラシを挿入している。 なお、当機構は2006（平成18）年12月13日付け「事故情報特記ニュース」で消費者に注意喚起を行った。	販売事業者   (受付:2009/08/21)

## 製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2009-1376 2008/00/00  (事故発生地) 佐賀県	デスクマット  マ-MX547N  コクヨS&T(株)  不明	デスクマットを使用していたところ、マットとの接触部分に皮膚炎を発症した。   (軽傷)	当該デスクマットには皮膚感作性物質であるピリジン系有機抗菌剤(2,3,5,6-テトラクロロ-4-メチルスルホニル)ピリジン)が含有されていることから、このピリジン系有機抗菌剤との断続的な接触により、アレルギー性接触皮膚炎を発症したものと推定される。  (A1)	注意喚起、製品の回収及び交換を実施するため、新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、Web広告、一般雑誌広告及び医師会関連雑誌の広告に回収案内を掲載している。また、販売店経由でユーザーに回収案内を行い、自社カタログにもその旨を記載したチラシを挿入している。 なお、当機構は2006(平成18)年12月13日付け「事故情報特記ニュース」で消費者に注意喚起を行った。	販売事業者   (受付:2009/08/21)
2009-1377 0000/00/00  (事故発生地) 愛知県	デスクマット  マ-467NM  コクヨS&T(株)  不明	デスクマットを使用していたところ、マットとの接触部分に皮膚炎を発症した。   (軽傷)	当該デスクマットには皮膚感作性物質であるピリジン系有機抗菌剤(2,3,5,6-テトラクロロ-4-メチルスルホニル)ピリジン)が含有されていることから、このピリジン系有機抗菌剤との断続的な接触により、アレルギー性接触皮膚炎を発症したものと推定される。  (A1)	注意喚起、製品の回収及び交換を実施するため、新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、Web広告、一般雑誌広告及び医師会関連雑誌の広告に回収案内を掲載している。また、販売店経由でユーザーに回収案内を行い、自社カタログにもその旨を記載したチラシを挿入している。 なお、当機構は2006(平成18)年12月13日付け「事故情報特記ニュース」で消費者に注意喚起を行った。	販売事業者   (受付:2009/08/21)
2009-1378 2009/06/00  (事故発生地) 愛知県	デスクマット  マ-MX527N  コクヨS&T(株)  不明	デスクマットを使用していたところ、マットとの接触部分に皮膚炎を発症した。   (軽傷)	当該デスクマットには皮膚感作性物質であるピリジン系有機抗菌剤(2,3,5,6-テトラクロロ-4-メチルスルホニル)ピリジン)が含有されていることから、このピリジン系有機抗菌剤との断続的な接触により、アレルギー性接触皮膚炎を発症したものと推定される。  (A1)	注意喚起、製品の回収及び交換を実施するため、新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、Web広告、一般雑誌広告及び医師会関連雑誌の広告に回収案内を掲載している。また、販売店経由でユーザーに回収案内を行い、自社カタログにもその旨を記載したチラシを挿入している。 なお、当機構は2006(平成18)年12月13日付け「事故情報特記ニュース」で消費者に注意喚起を行った。	販売事業者   (受付:2009/08/21)
2009-1379 2009/06/00  (事故発生地) 愛知県	デスクマット  マ-MX527N  コクヨS&T(株)  不明	デスクマットを使用していたところ、マットとの接触部分に皮膚炎を発症した。   (軽傷)	当該デスクマットには皮膚感作性物質であるピリジン系有機抗菌剤(2,3,5,6-テトラクロロ-4-メチルスルホニル)ピリジン)が含有されていることから、このピリジン系有機抗菌剤との断続的な接触により、アレルギー性接触皮膚炎を発症したものと推定される。  (A1)	注意喚起、製品の回収及び交換を実施するため、新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、Web広告、一般雑誌広告及び医師会関連雑誌の広告に回収案内を掲載している。また、販売店経由でユーザーに回収案内を行い、自社カタログにもその旨を記載したチラシを挿入している。 なお、当機構は2006(平成18)年12月13日付け「事故情報特記ニュース」で消費者に注意喚起を行った。	販売事業者   (受付:2009/08/21)

## 製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2009-1380 2009/03/00  (事故発生地) 愛知県	デスクマット  マ-MX547N  コクヨS&T(株)  不明	デスクマットを使用していたところ、マットとの接触部分に皮膚炎を発症した。   (軽傷)	当該デスクマットには皮膚感作性物質であるピリジン系有機抗菌剤(2,3,5,6-テトラクロロ-4-[メチルスルホニル]ピリジン)が含有されていることから、このピリジン系有機抗菌剤との断続的な接触により、アレルギー性接触皮膚炎を発症したものと推定される。  (A1)	注意喚起、製品の回収及び交換を実施するため、新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、Web広告、一般雑誌広告及び医師会関連雑誌の広告に回収案内を掲載している。また、販売店経由でユーザーに回収案内を行い、自社カタログにもその旨を記載したチラシを挿入している。 なお、当機構は2006(平成18)年12月13日付け「事故情報特記ニュース」で消費者に注意喚起を行った。	販売事業者   (受付:2009/08/21)
2009-1381 2005/00/00  (事故発生地) 岡山県	デスクマット  マ-567N  コクヨS&T(株)  約6年	デスクマットを使用していたところ、マットとの接触部分に皮膚炎を発症した。   (軽傷)	当該デスクマットには皮膚感作性物質であるピリジン系有機抗菌剤(2,3,5,6-テトラクロロ-4-[メチルスルホニル]ピリジン)が含有されていることから、このピリジン系有機抗菌剤との断続的な接触により、アレルギー性接触皮膚炎を発症したものと推定される。  (A1)	注意喚起、製品の回収及び交換を実施するため、新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、Web広告、一般雑誌広告及び医師会関連雑誌の広告に回収案内を掲載している。また、販売店経由でユーザーに回収案内を行い、自社カタログにもその旨を記載したチラシを挿入している。 なお、当機構は2006(平成18)年12月13日付け「事故情報特記ニュース」で消費者に注意喚起を行った。	販売事業者   (受付:2009/08/21)
2009-1766 2006/08/00  (事故発生地) 愛媛県	デスクマット  デスクマット軟質(非転写・抗菌仕様)  コクヨS&T(株)  不明	デスクマットを使用していたところ、マットとの接触部分に皮膚炎を発症した。   (重傷)	当該デスクマットには皮膚感作性物質であるピリジン系有機抗菌剤(2,3,5,6-テトラクロロ-4-[メチルスルホニル]ピリジン)が含有されていることから、このピリジン系有機抗菌剤との断続的な接触により、アレルギー性接触皮膚炎を発症したものと推定される。  (A1)	注意喚起、製品の回収及び交換を実施するため、新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、Web広告、一般雑誌広告及び医師会関連雑誌の広告に回収案内を掲載している。また、販売店経由でユーザーに回収案内を行い、自社カタログにもその旨を記載したチラシを挿入している。 なお、当機構は2006(平成18)年12月13日付け「事故情報特記ニュース」で消費者に注意喚起を行った。	販売事業者   (受付:2009/09/30)
2009-2036 2000/09/00  (事故発生地) 神奈川県	デスクマット  マ-407NM  コクヨS&T(株)  不明	デスクマットを使用していたところ、マットとの接触部分に皮膚炎を発症した。   (重傷)	当該デスクマットには皮膚感作性物質であるピリジン系有機抗菌剤(2,3,5,6-テトラクロロ-4-[メチルスルホニル]ピリジン)が含有されていることから、このピリジン系有機抗菌剤との断続的な接触により、アレルギー性接触皮膚炎を発症したものと推定される。  (A1)	注意喚起、製品の回収及び交換を実施するため、新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、Web広告、一般雑誌広告及び医師会関連雑誌の広告に回収案内を掲載している。また、販売店経由でユーザーに回収案内を行い、自社カタログにもその旨を記載したチラシを挿入している。 なお、当機構は2006(平成18)年12月13日付け「事故情報特記ニュース」で消費者に注意喚起を行った。	販売事業者   (受付:2009/10/21)

## 製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2009-2037 2001/06/00  (事故発生地) 埼玉県	デスクマット  マ-MX567N  コクヨS&T(株)  不明	デスクマットを使用していたところ、マットとの接触部分に皮膚炎を発症した。   (重傷)	当該デスクマットには皮膚感作性物質であるピリジン系有機抗菌剤(2,3,5,6-テトラクロロ-4-[メチルスルホニル]ピリジン)が含有されていることから、このピリジン系有機抗菌剤との断続的な接触により、アレルギー性接触皮膚炎を発症したものと推定される。  (A1)	注意喚起、製品の回収及び交換を実施するため、新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、Web広告、一般雑誌広告及び医師会関連雑誌の広告に回収案内を掲載している。また、販売店経由でユーザーに回収案内を行い、自社カタログにもその旨を記載したチラシを挿入している。 なお、当機構は2006(平成18)年12月13日付け「事故情報特記ニュース」で消費者に注意喚起を行った。	販売事業者   (受付:2009/10/21)
2009-2107 2009/07/00  (事故発生地) 愛知県	デスクマット  マ-MX547N  コクヨS&T(株)  不明	デスクマットを使用していたところ、マットとの接触部分に皮膚炎を発症した。   (軽傷)	当該デスクマットには皮膚感作性物質であるピリジン系有機抗菌剤(2,3,5,6-テトラクロロ-4-[メチルスルホニル]ピリジン)が含有されていることから、このピリジン系有機抗菌剤との断続的な接触により、アレルギー性接触皮膚炎を発症したものと推定される。  (A1)	注意喚起、製品の回収及び交換を実施するため、新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、Web広告、一般雑誌広告及び医師会関連雑誌の広告に回収案内を掲載している。また、販売店経由でユーザーに回収案内を行い、自社カタログにもその旨を記載したチラシを挿入している。 なお、当機構は2006(平成18)年12月13日付け「事故情報特記ニュース」で消費者に注意喚起を行った。	販売事業者   (受付:2009/10/26)
2009-2108 2009/07/00  (事故発生地) 愛知県	デスクマット  マ-MX547N  コクヨS&T(株)  不明	デスクマットを使用していたところ、マットとの接触部分に皮膚炎を発症した。   (軽傷)	当該デスクマットには皮膚感作性物質であるピリジン系有機抗菌剤(2,3,5,6-テトラクロロ-4-[メチルスルホニル]ピリジン)が含有されていることから、このピリジン系有機抗菌剤との断続的な接触により、アレルギー性接触皮膚炎を発症したものと推定される。  (A1)	注意喚起、製品の回収及び交換を実施するため、新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、Web広告、一般雑誌広告及び医師会関連雑誌の広告に回収案内を掲載している。また、販売店経由でユーザーに回収案内を行い、自社カタログにもその旨を記載したチラシを挿入している。 なお、当機構は2006(平成18)年12月13日付け「事故情報特記ニュース」で消費者に注意喚起を行った。	販売事業者   (受付:2009/10/26)
2009-2180 2007/00/00  (事故発生地) 和歌山県	デスクマット  マ-515N  コクヨS&T(株)  約7年	デスクマットを使用していたところ、マットとの接触部分に皮膚炎を発症した。   (軽傷)	当該デスクマットには皮膚感作性物質であるピリジン系有機抗菌剤(2,3,5,6-テトラクロロ-4-[メチルスルホニル]ピリジン)が含有されていることから、このピリジン系有機抗菌剤との断続的な接触により、アレルギー性接触皮膚炎を発症したものと推定される。  (A1)	注意喚起、製品の回収及び交換を実施するため、新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、Web広告、一般雑誌広告及び医師会関連雑誌の広告に回収案内を掲載している。また、販売店経由でユーザーに回収案内を行い、自社カタログにもその旨を記載したチラシを挿入している。 なお、当機構は2006(平成18)年12月13日付け「事故情報特記ニュース」で消費者に注意喚起を行った。	販売事業者   (受付:2009/11/04)

## 製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2009-2181 2009/07/00   (事故発生地) 栃木県	デスクマット  マ-507N  コクヨS&T(株)  約3か月	デスクマットを使用していたところ、マットとの接触部分に皮膚炎を発症した。   (軽傷)	当該デスクマットには皮膚感作性物質であるピリジン系有機抗菌剤(2,3,5,6-テトラクロロ-4-[メチルスルホニル]ピリジン)が含有されていることから、このピリジン系有機抗菌剤との断続的な接触により、アレルギー性接触皮膚炎を発症したものと推定される。   (A1)	注意喚起、製品の回収及び交換を実施するため、新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、Web広告、一般雑誌広告及び医師会関連雑誌の広告に回収案内を掲載している。また、販売店経由でユーザーに回収案内を行い、自社カタログにもその旨を記載したチラシを挿入している。 なお、当機構は2006(平成18)年12月13日付け「事故情報特記ニュース」で消費者に注意喚起を行った。	販売事業者    (受付:2009/11/04)
2009-2223 2005/00/00   (事故発生地) 佐賀県	デスクマット  マ-547N  コクヨS&T(株)  不明	デスクマットを使用していたところ、マットとの接触部分に皮膚炎を発症した。   (軽傷)	当該デスクマットには皮膚感作性物質であるピリジン系有機抗菌剤(2,3,5,6-テトラクロロ-4-[メチルスルホニル]ピリジン)が含有されていることから、このピリジン系有機抗菌剤との断続的な接触により、アレルギー性接触皮膚炎を発症したものと推定される。   (A1)	注意喚起、製品の回収及び交換を実施するため、新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、Web広告、一般雑誌広告及び医師会関連雑誌の広告に回収案内を掲載している。また、販売店経由でユーザーに回収案内を行い、自社カタログにもその旨を記載したチラシを挿入している。 なお、当機構は2006(平成18)年12月13日付け「事故情報特記ニュース」で消費者に注意喚起を行った。	販売事業者    (受付:2009/11/09)
2009-2224 2009/06/00   (事故発生地) 長野県	デスクマット  マ-507N  コクヨS&T(株)  不明	デスクマットを使用していたところ、マットとの接触部分に皮膚炎を発症した。   (軽傷)	当該デスクマットには皮膚感作性物質であるピリジン系有機抗菌剤(2,3,5,6-テトラクロロ-4-[メチルスルホニル]ピリジン)が含有されていることから、このピリジン系有機抗菌剤との断続的な接触により、アレルギー性接触皮膚炎を発症したものと推定される。   (A1)	注意喚起、製品の回収及び交換を実施するため、新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、Web広告、一般雑誌広告及び医師会関連雑誌の広告に回収案内を掲載している。また、販売店経由でユーザーに回収案内を行い、自社カタログにもその旨を記載したチラシを挿入している。 なお、当機構は2006(平成18)年12月13日付け「事故情報特記ニュース」で消費者に注意喚起を行った。	販売事業者    (受付:2009/11/09)
2009-2225 0000/00/00   (事故発生地) 富山県	デスクマット  マ-527N  コクヨS&T(株)  不明	デスクマットを使用していたところ、マットとの接触部分に皮膚炎を発症した。   (軽傷)	当該デスクマットには皮膚感作性物質であるピリジン系有機抗菌剤(2,3,5,6-テトラクロロ-4-[メチルスルホニル]ピリジン)が含有されていることから、このピリジン系有機抗菌剤との断続的な接触により、アレルギー性接触皮膚炎を発症したものと推定される。   (A1)	注意喚起、製品の回収及び交換を実施するため、新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、Web広告、一般雑誌広告及び医師会関連雑誌の広告に回収案内を掲載している。また、販売店経由でユーザーに回収案内を行い、自社カタログにもその旨を記載したチラシを挿入している。 なお、当機構は2006(平成18)年12月13日付け「事故情報特記ニュース」で消費者に注意喚起を行った。	販売事業者    (受付:2009/11/09)

## 製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2009-2330 2008/11/00   (事故発生地) 山形県	デスクマット  マ-517N  コクヨS&T(株)  約3年	デスクマットを使用していたところ、マットとの接触部分に皮膚炎を発症した。   (軽傷)	当該デスクマットには皮膚感作性物質であるピリジン系有機抗菌剤(2,3,5,6-テトラクロロ-4-メチルスルホニル)ピリジン)が含有されていることから、このピリジン系有機抗菌剤との断続的な接触により、アレルギー性接触皮膚炎を発症したものと推定される。   (A1)	注意喚起、製品の回収及び交換を実施するため、新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、Web広告、一般雑誌広告及び医師会関連雑誌の広告に回収案内を掲載している。また、販売店経由でユーザーに回収案内を行い、自社カタログにもその旨を記載したチラシを挿入している。 なお、当機構は2006(平成18)年12月13日付け「事故情報特記ニュース」で消費者に注意喚起を行った。	販売事業者    (受付:2009/11/20)
2009-2331 2004/00/00   (事故発生地) 千葉県	デスクマット  マ-507N  コクヨS&T(株)  不明	デスクマットを使用していたところ、マットとの接触部分に皮膚炎を発症した。   (軽傷)	当該デスクマットには皮膚感作性物質であるピリジン系有機抗菌剤(2,3,5,6-テトラクロロ-4-メチルスルホニル)ピリジン)が含有されていることから、このピリジン系有機抗菌剤との断続的な接触により、アレルギー性接触皮膚炎を発症したものと推定される。   (A1)	注意喚起、製品の回収及び交換を実施するため、新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、Web広告、一般雑誌広告及び医師会関連雑誌の広告に回収案内を掲載している。また、販売店経由でユーザーに回収案内を行い、自社カタログにもその旨を記載したチラシを挿入している。 なお、当機構は2006(平成18)年12月13日付け「事故情報特記ニュース」で消費者に注意喚起を行った。	販売事業者    (受付:2009/11/20)
2009-2332 0000/00/00   (事故発生地) 静岡県	デスクマット  マ-468NM  コクヨS&T(株)  不明	デスクマットを使用していたところ、マットとの接触部分に皮膚炎を発症した。   (軽傷)	当該デスクマットには皮膚感作性物質であるピリジン系有機抗菌剤(2,3,5,6-テトラクロロ-4-メチルスルホニル)ピリジン)が含有されていることから、このピリジン系有機抗菌剤との断続的な接触により、アレルギー性接触皮膚炎を発症したものと推定される。   (A1)	注意喚起、製品の回収及び交換を実施するため、新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、Web広告、一般雑誌広告及び医師会関連雑誌の広告に回収案内を掲載している。また、販売店経由でユーザーに回収案内を行い、自社カタログにもその旨を記載したチラシを挿入している。 なお、当機構は2006(平成18)年12月13日付け「事故情報特記ニュース」で消費者に注意喚起を行った。	販売事業者    (受付:2009/11/20)
2009-2451 0000/00/00   (事故発生地) 山形県	デスクマット  マ-517N  コクヨS&T(株)  不明	デスクマットを使用していたところ、マットとの接触部分に皮膚炎を発症した。   (軽傷)	当該デスクマットには皮膚感作性物質であるピリジン系有機抗菌剤(2,3,5,6-テトラクロロ-4-メチルスルホニル)ピリジン)が含有されていることから、このピリジン系有機抗菌剤との断続的な接触により、アレルギー性接触皮膚炎を発症したものと推定される。   (A1)	注意喚起、製品の回収及び交換を実施するため、新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、Web広告、一般雑誌広告及び医師会関連雑誌の広告に回収案内を掲載している。また、販売店経由でユーザーに回収案内を行い、自社カタログにもその旨を記載したチラシを挿入している。 なお、当機構は2006(平成18)年12月13日付け「事故情報特記ニュース」で消費者に注意喚起を行った。	販売事業者    (受付:2009/11/30)

## 製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2009-2452 2002/00/00  (事故発生地) 北海道	デスクマット  マ-467NM  コクヨS&T(株)  不明	デスクマットを使用していたところ、マットとの接触部分に皮膚炎を発症した。   (軽傷)	当該デスクマットには皮膚感作性物質であるピリジン系有機抗菌剤(2, 3, 5, 6-テトラクロロ-4-メチルスルホニル)ピリジン)が含有されていることから、このピリジン系有機抗菌剤との断続的な接触により、アレルギー性接触皮膚炎を発症したものと推定される。  (A1)	注意喚起、製品の回収及び交換を実施するため、新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、Web広告、一般雑誌広告及び医師会関連雑誌の広告に回収案内を掲載している。また、販売店経由でユーザーに回収案内を行い、自社カタログにもその旨を記載したチラシを挿入している。 なお、当機構は2006(平成18)年12月13日付け「事故情報特記ニュース」で消費者に注意喚起を行った。	販売事業者   (受付:2009/11/30)
2009-2453 2009/09/00  (事故発生地) 埼玉県	デスクマット  マ-417NM  コクヨS&T(株)  約3年5か月	デスクマットを使用していたところ、マットとの接触部分に皮膚炎を発症した。   (軽傷)	当該デスクマットには皮膚感作性物質であるピリジン系有機抗菌剤(2, 3, 5, 6-テトラクロロ-4-メチルスルホニル)ピリジン)が含有されていることから、このピリジン系有機抗菌剤との断続的な接触により、アレルギー性接触皮膚炎を発症したものと推定される。  (A1)	注意喚起、製品の回収及び交換を実施するため、新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、Web広告、一般雑誌広告及び医師会関連雑誌の広告に回収案内を掲載している。また、販売店経由でユーザーに回収案内を行い、自社カタログにもその旨を記載したチラシを挿入している。 なお、当機構は2006(平成18)年12月13日付け「事故情報特記ニュース」で消費者に注意喚起を行った。	販売事業者   (受付:2009/11/30)
2008-4363 2008/12/04  (事故発生地) 愛知県	はさみ    約3か月	閉じたはさみの刃の部分を持って人に渡したところ、はさみを引き抜くように取った際に指の動脈や神経を切り、10針縫う怪我を負った。   (重傷)	当該品の刃の背側には手指を傷つける恐れのある鋭い縁部はなく、被害者が閉じたはさみの刃側を握っている時に、はさみを勢いよく引き抜かれたため、指等を切ったものと推定される。  (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者   (受付:2009/01/15)
2009-1334 2009/07/27  (事故発生地) 神奈川県	はさみ(剪定用)    不明	刃を閉じた状態の刈り込みばさみの先端で右手指を切った。   (軽傷)	製品に異常がないことから、被害者が不注意により、素手で刃先を触ってしまったため、けがをしたものと推定される。 なお、当該製品は、昭和38年頃より刃の先端がクロスする合わせ仕様で製造されており、安全に関する注意として「刃物ですから、いかなるご使用に対しても、人体に危険が伴いますので、十分にご注意下さい」のシールが本体に貼付してある。  (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター   (受付:2009/08/12)

## 製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-5007 2007/10/00  (事故発生地) 鹿児島県	はさみ（剪定用）  DX園芸ハサミ29-052  (株)セイワ・プロ  約10か月	剪定ばさみで枯れ枝を切っていたところ、樹脂製の握り部分が破損し、破片が顔の方に飛んできた。 なお、当該握り部分は、刃先と一体となっている金属の他端を覆っている。	当該製品の握り部分は再生ポリプロピレン製で、刃先と一体の金属の他端は、握り部分の中間あたりに位置していた。握り部分の樹脂の耐荷重は240N程度の強度であったことから、硬い枝を切るなどするために先端付近を握って大きな力を加えた際に、金属部位からの応力に当該樹脂部品が耐えられなくなって破損したものと推定される。	他に同種事故発生の情報がなく、拡大被害に至る可能性が低いとみられる事故であることから、既製品についての措置はとらなかった。 なお、握り部分の樹脂材料を変更して耐荷重強度を向上し、入港検品時に抜き取り検査での強度テストを実施することとした。	消費者センター    (受付:2007/12/20)
2008-3308 2008/10/12  (事故発生地) 大阪府	バッテリー（ラジコン用）  約1年1か月3回	ラジコン用バッテリーを充電中、「パチパチ」と音がして膨らんだ。	バッテリーの内部短絡によるものと考えられるが、使用状況などが不明であり原因の特定はできなかった。	原因が不明であるため、措置はとれなかった。	輸入事業者    (受付:2008/11/04)
2009-1266 2009/05/08  (事故発生地) 静岡県	バッテリー（ラジコン用）  約1日	ラジコン飛行機用バッテリーを充電中に電池が爆発し、破片が部屋中に飛び散り、床が焦げた。	充電電池（ニッケル水素）の安全弁が作動せず破裂したものと考えられるが、事故品が入手できないことから、調査できなかった。	事故品が入手できないことから、調査不能であるため、措置はとれなかった。	消費者センター    (受付:2009/08/05)
2006-1609 2006/09/28  (事故発生地) 京都府	バッテリー（ラジコン用）  約1日	ラジコンの充電電池にACアダプターで充電していたところ、約2時間後に充電電池が発火し、窓枠を焦がした。	専用の充電器を使用しなかったため、過充電となり充電電池が発火したものと考えられるが、事故品が入手できないことから、調査できなかった。	事故品が入手できないことから、調査不能であるため、措置はとれなかった。	消防機関  国の行政機関   (受付:2006/10/16)

## 製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2008-2882 2008/09/28  (事故発生地) 宮城県	バッテリー（ラジコン用）（充電式）  約3年	保管していたラジコン用充電電池パックが発熱し、ソファやクッションの一部を溶かした。  (拡大被害)	被害者が、取扱、保管中に当該品の配線コードの絶縁被覆を傷つけたため、コードの芯線同士が接触して短絡し、異常発熱したものと推定される。  (E2)	消費者の不注意による事故と思われるため、特に措置はとらない。	輸入事業者  (受付:2008/10/02)
2008-4564 2009/01/12  (事故発生地) 不明	バッテリー（リチウムイオン、カメラ用）  約11か月	充電したカメラ用バッテリーを充電器から取り外そうとしたところ、右手人差し指に軽い火傷を負った。  (軽傷)	充電機、充電器ともに外観や内部に異常は認められず、充放電させても正常に作動し、異常発熱は確認できなかったため、原因の特定はできなかった。  (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	輸入事業者  (受付:2009/01/26)
2008-0973 2008/05/27  (事故発生地) 埼玉県	バッテリー（携帯電話用）  約4年	充電中の携帯電話のバッテリーから発煙し、下に置いていたポータブルCDプレーヤーの上部を焼損した。  (拡大被害)	リチウムイオンバッテリーの電池パックに凹みが認められることから、外力により電池パックが変形したため、内部短絡が生じて異常発熱し、発煙、焼損した可能性が考えられるが、使用状況等が不明であるため、原因の特定はできなかった。  (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者  (受付:2008/06/06)
2009-2300 2009/11/04  (事故発生地) 京都府	バッテリー（携帯電話用）  約2年7か月18日	携帯電話機のバッテリーが爆発音とともに燃え、ふとんと壁の一部が焼損した。  (拡大被害)	リチウムイオンバッテリーの電池パックに凹みが認められることから、外力により電池パックが変形したため、内部短絡が生じて異常発熱し、発煙、焼損した可能性が考えられるが、使用状況等が不明であるため、原因の特定はできなかった。  (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者  (受付:2009/11/17)

## 製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2008-4747 2009/01/14  (事故発生地) 福岡県	バッテリー（携帯電話用）  約9か月	自動車の運転席下部から発煙し、運転席後側に置いていた工具箱付近が燃えていた。消火した残骸の中に、ベストのポケットに入れた焼損した携帯電話があった。  (拡大被害)	リチウムイオンバッテリーの電池パックに傷が認められることから、外力により電池パックが損傷したため、内部短絡を生じて異常発熱し、発煙、焼損した可能性が考えられるが、再現試験を行っても発火に至ることはなく、使用状況等も不明であるため、原因の特定はできなかった。  (G1)	事故原因が不明であるため措置はとれなかった。  (G1)	製造事業者  (受付:2009/02/04)
2007-6231 2007/11/15  (事故発生地) 山形県	バッテリー（携帯電話用）  約2年	充電中の携帯電話から焦げ臭いにおいがして電池パックが破裂し、機の表面が焦げ、そばにあった置時計などが溶けた。  (拡大被害)	電池パックが膨張し、破裂していたが、発火した痕跡が認められず、電話機本体及び充電器も正常に使用でき、損傷も認められないことから、原因の特定はできなかった。  (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。  (G1)	国民生活センター  消費者センター  (受付:2008/02/15)
2008-3564 2008/11/04  (事故発生地) 愛知県	バッテリー（携帯電話用）  不明	携帯電話機を充電中、バッテリーが発熱し、ふとんと畳などが焦げた。  (拡大被害)	電池パックの内部電極が短絡し、ガスが生じて膨張したため、ガス放出弁が開口し、噴出したガス及び電池電極材が飛散して周辺を汚損したものと考えられるが、使用状況等は不明であり、内部電極が短絡した原因の特定はできなかった。  (G1)	事故原因が不明であるため措置はとれなかった。  (G1)	製造事業者  (受付:2008/11/21)
2008-3504 2008/11/05  (事故発生地) 京都府	バッテリー（携帯電話用）  W42K  京セラ（株）  不明	鞆の中に入れていた携帯電話機のバッテリーから発煙したため床に放り出したところ、床の一部と鞆の内部などが焦げた。  (拡大被害)	電池パック内部の電極やセパレータに対する安全性の配慮が十分ではなかったため、微細な損傷が生じ、その後の充放電の繰り返しにおいて損傷が拡大して電池の内部でショートが発生し電池パックが異常発熱したものと想定する。  (A1)	2008（平成20）年3月29日及び4月16日付け新聞並びにホームページに社告を掲載するとともに、11月20日にDMを送付し、無償交換を実施している。  (A1)	製造事業者  (受付:2008/11/18)

製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2008-4746 2009/01/13   (事故発生地) 神奈川県	バッテリー（携帯電話用）  W42K  京セラ（株）  不明	充電中の携帯電話のバッテリーが発熱、発煙して、じゅうたんが焦げた。	電池パック内部の電極やセパレータに対する安全性の配慮が十分ではなかったため、微細な損傷が生じ、その後の充放電の繰り返しにおいて損傷が拡大して電池の内部でショートが発生し電池パックが異常発熱したものと想定する。	2008（平成20）年3月29日及び4月16日付け新聞並びにホームページに社告を掲載するとともに、同年11月20日にDMを送付し、無償交換を実施している。	製造事業者    (受付:2009/02/04)
2009-1176 2009/07/08   (事故発生地) 奈良県	バッテリー（携帯電話用）  W42KYUAA（W42K用）  京セラ（株）  不明	充電中の携帯電話のバッテリーから発煙し、敷布と敷ぶとんが焦げた。	電池パック内部の電極やセパレータに対する安全性の配慮が十分ではなかったため、微細な損傷が生じ、その後の充放電の繰り返しにおいて損傷が拡大して電池の内部でショートが発生し電池パックが異常発熱したものと想定する。	2008（平成20）年3月29日及び4月16日付け新聞並びにホームページに社告を掲載するとともに、同年11月20日、2009（平成21年）9～11月にDMを送付し、無償交換を実施している。	製造事業者    (受付:2009/07/27)
2008-4744 2009/01/26   (事故発生地) 山口県	バッテリーパック（ノートパソコン用）  CE-BL41  シャープ（株）  不明	百貨店の売場に置いていたノートパソコンの一部を焼損し、ノートパソコン用スタンドが焦げた。	ノートパソコンは正常に動作していることから、リチウムイオンバッテリーパックのセルが異常発熱し、バッテリーパックの一部が焼損し、ノートパソコン用スタンドが焦げたものと考えられるが、異常発熱した原因の特定はできなかった。	事故原因が不明であり、他に同種事故発生の情報はないことから、今後の事故発生状況を注視し、必要に応じて対応することとした。なお、当該品は既に生産を終了している。	製造事業者    (受付:2009/02/04)
2008-1978 2008/06/30   (事故発生地) 兵庫県	バッテリーパック（ノートパソコン用）  CGR-G/620A（パソコン：富士通（株）FMVNB70E）  松下電池工業（株）（現在：パナソニック（株））  約5年	使用中のノートパソコンから発煙とともに異音が生じて部品が飛び、飛んだ部品が体に当たり軽傷を負い、机やじゅうたんなどの一部が焦げた。	バッテリーセルの製造工程において内部に異物が混入したため、充放電により電極板が膨張・圧縮した際、異物で圧迫されて電極間で短絡を起こし、発熱・破裂に至ったものと推定される。	他に同種事故発生の情報がないことから、今後の事故の発生状況を注視し必要に応じ措置をとることとした。 なお、当該品は既に生産及び販売を終了している。	不明    (受付:2008/08/14)

製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-6031 2008/01/11  (事故発生地) 神奈川県	バッテリーパック（ノートパソコン用）  約6年8か月	ノートパソコンが起動しなくなったので確認したところ、バッテリー部分が黒く焦げていた。  (製品破損)	バッテリーの製造工程で不良があったと推定されるものの、詳細な内容は不明であり、輸入業者の協力が得られなかったため、調査できなかった。  (G2)	輸入業者の協力が得られず、調査不能であるため措置はとれなかった。	消費者  (受付:2008/02/06)
2008-3662 2008/11/13  (事故発生地) 千葉県	バッテリーパック（ノートパソコン用）  dynabook SS3430 (PA-DS50C1N8T)  (株) 東芝  約7年6か月	使用中のノートパソコンのバッテリーパックから発火し、机の一部が焼損した。  (拡大被害)	バッテリーパックに使用されているリチウムイオン電池が内部短絡を生じて発火に至ったものと考えられるが、内部短絡が生じた原因の特定はできなかった。  (G3)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 なお、当該品は既に製造を終了している。	製造事業者  (受付:2008/11/28)
2009-0071 2001/06/03  (事故発生地) 不明	バッテリーパック（ノートパソコン用）  dynabook SS3480 (PA-DS60P1N8M)  (株) 東芝  約2か月	ノートパソコンのバッテリーパックから発煙した。  (製品破損)	バッテリーパックに使用されているリチウムイオン電池が内部短絡を生じて発火に至ったものと考えられるが、内部短絡が生じた原因の特定はできなかった。  (G3)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 なお、当該品は既に製造を終了している。	製造事業者  (受付:2009/04/06)
2009-1008 2009/07/04  (事故発生地) 神奈川県	バッテリーパック（ノートパソコン用）  約6年	ノートパソコンを起動して数分後に、バッテリーパック付近から異音が生じて発煙し、テーブルが焦げた。  (拡大被害)	バッテリーパック内部の制御基板でトラッキング現象が発生して焼損したものと考えられるが、使用状況等が不明であり、トラッキング現象が発生した原因の特定はできなかった。  (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	輸入事業者  (受付:2009/07/10)

製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2009-0324 2009/04/25  (事故発生地) 神奈川県	バッテリーパック（ノートパソコン用）  WinBook Uシリーズ用バッテリーパック（ブランド：SOTEC） オンキヨー（株）  約7年4か月20日	ノートパソコンのバッテリーを充電中、破裂音とともにバッテリー部分のカバーがずれて、バッテリー挿入部が膨らんだ。  (製品破損)	使用時のサイクル劣化等により、バッテリーセル（ニッケル水素）の電解液がガス化してセルが膨れ、バッテリーパックの樹脂製ケースにひびが生じた際に、破裂音が生じたものと推定される。  (C1)	他に同種事故発生の情報がないことから、今後の事故発生状況を注視し、必要に応じて対応することとした。 なお、当該品は既に生産を終了している。	消費者  (受付:2009/04/27)
2008-2914 2008/09/18  (事故発生地) 群馬県	ボタン電池（アルカリ）  4LR44 6V  スターフォームエンジニアリング（株）  約1か月	使用済みの電池をサイドボードの上に置いていたところ、破裂した。  (製品破損)	事故品は、アルカリボタン電池4個を直列にパッケージした電池で、4個のうちの1個が内圧の異常上昇により破裂したものと考えられるが、破裂した原因の特定はできなかった。  (G3)	事故原因が不明であり、他に同種事故発生の情報はないことから、今後の事故発生状況を注視することとし、措置はとらなかった。	消費者センター  (受付:2008/10/06)
2007-2242 2007/06/24  (事故発生地) 愛知県	ボタン電池（ボールペン用）    約2年4か月	ボールペンに装着するボタン電池が破裂し、腕にあたり赤くなった。  (製品破損)	事故品が入手できないことから、調査できなかった。  (G2)	事故品が入手できないことから、調査不能であるため、措置はとれなかった。	販売事業者  (受付:2007/07/11)
2008-3899 2008/11/24  (事故発生地) 東京都	ゆたんぼ（ゴム製）  サンガー・タンディーベアー ユタンポVE  南海通商（株）  約1か月	使用中のゴム製ゆたんぼが破裂し、湯が漏れて火傷を負った。  (軽傷)	事故品は、本体ゴムが変形・硬化しており、事故品と同時期（2003年）に製造された同等品については異常がみられないことから、事故品は過酷な使用・保管状況にあったために本体が劣化し、使用時の膨張に耐えきれずに破裂し、湯が漏れ出して火傷を負ったものと推定される。 なお、取扱説明書には使用する湯の温度や保管に関する事項は記載されていたものの、製品に異常がある場合に使用を禁止する旨は表示されていなかった。	他に同種事故発生情報はなく、今後の事故発生状況を注視することとし、既製品についての措置はとらなかった。 なお、取扱説明書の表示に、劣化した場合の注意点及び安全性を考慮して3年ごとの買い換えを促す事項を追記し、注意喚起することとした。	輸入事業者  (受付:2008/12/12)

## 製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2008-3340 2008/11/05  (事故発生地) 群馬県	ゆたんぼ（ゴム製）  約1回	使用中のゆたんぼから異臭がし、本体部分に触った左手が腫れた。  (軽傷)	事故品は天然ゴム製で、沸騰した湯を直接入れた際にゴム臭が認められたが、その他に特異な臭気はなかった。左手の腫れについては、本体に接触した際に、天然ゴムに含有されるラテックスによりアレルギー性接触皮膚炎を発症したものと考えられるが、原因物質の特定はできなかった。  (F2)	被害者の感受性によるものとみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター  (受付:2008/11/05)
2008-4423 2008/12/18  (事故発生地) 大阪府	ゆたんぼ（金属製）  不明	金属製ゆたんぼが破裂して、ガスこんろの天板上部が押しつぶされ、窓ガラスが割れた。  (拡大被害)	ガスこんろの天板上部が外圧により押しつぶされており、その近くに上下部が分離した口栓の閉まったゆたんぼがあったことから、ゆたんぼの口栓をしたままガスこんろで加熱したため、内圧が高まり破裂したものと推定される。  (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、当機構は2008（平成20）年12月18日付けプレスリリース及び2009（平成21）年2月4日付けの製品安全情報マガジンNo.90号にて、金属製ゆたんぼを口金を外さずにつけたまま加熱することの危険性について注意喚起を行った。	不明  (受付:2009/01/19)
2008-5041 2009/02/25  (事故発生地) 兵庫県	ゆたんぼ（金属製）  不明	金属製ゆたんぼに水を入れてガスこんろで加熱していたところ、「ボン」という大きな音とともに破裂し、台所及び居間のガラスが割れ、ガスこんろなどが破損した。  (拡大被害)	口金を外さずにゆたんぼを加熱したため、内圧の上昇に耐えられなくなったゆたんぼが破裂するとともに、周囲のガラスやガスこんろなどが破損したものと推定される。  (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、当機構は2008（平成20）年12月18日付けプレスリリース及び2009（平成21）年2月4日付けの製品安全情報マガジンNo.90号にて、金属製ゆたんぼを口金を外さずにつけたまま加熱することの危険性について注意喚起を行った。	製品評価技術基盤機構  (受付:2009/02/26)
2008-5255 2009/03/10  (事故発生地) 徳島県	ゆたんぼ（金属製）  約1年4か月	直火対応のゆたんぼをストーブにかけていたところ、「パン」という音がして、湯が漏れた。  (製品破損)	事故品の底面には腐食部分が数箇所あり、そのうちの1つにピンホールが確認された。金属製ゆたんぼの水を毎日交換することなく、ストーブによる加熱を長期間繰り返したため金属の腐食が促進され、加熱中に腐食部分に穴が開き、湯が漏れたものと推定される。  (E2)	使用者の不注意とみられる事故であるため、既製品についての措置はとらなかった。 なお、同じ水を繰り返し使用すると腐食を早める旨と、水を毎日取り替えることが望ましい旨を、取扱説明書に追記することとした。	消費者センター  (受付:2009/03/13)

## 製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2009-0291 2008/03/12  (事故発生地) 北海道	ゆたんぼ（電子レンジ加熱式）  約3年	電子レンジ加熱式ゆたんぼを加熱中、ゆたんぼが膨らんできたのでレンジの扉を開けたところ、破裂して内容物が飛び散り、首や手足に火傷を負った。  (軽傷)	事故品の樹脂フィルム製の袋は、正常品と比較して硬化しているなどの劣化が認められたが、同時期に製造された経年同等品で100回繰り返し加熱試験を行っても袋劣化の再現はみられず、また、詳細な使用・保管状況は不明であり、原因の特定はできなかった。  (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 なお、当該製品の製造・販売は既に終了している。  (受付:2009/04/27)	製造事業者  (受付:2009/04/27)
2008-4767 2009/02/02  (事故発生地) 神奈川県	ゆたんぼ（電子レンジ加熱式）  約10日2回	電子レンジ加熱式ゆたんぼを取扱説明書のとおり加熱したところ、破裂し、内容物がレンジ庫内に飛散した。  (製品破損)	事故品は、本体容器（軟質樹脂の3層構造）の熱融着部分が一部はく離していたが、製造上の不具合等は認められなかった。同等品を用いて確認したところ、表示どおりの加熱では再現しなかったことから、過加熱又は再加熱により容器が膨張、はく離して内容物が漏れ出したものと考えられるが、使用状況等の詳細が不明であり、原因の特定はできなかった。 なお、製品には日本カイロ工業会の方針に基づく注意事項が表示されていた。  (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 なお、当機構は2007（平成19）年2月6日付け「事故情報特記ニュース」で消費者に注意喚起を行った。  (受付:2009/02/06)	消費者センター  (受付:2009/02/06)
2008-4567 2009/01/19  (事故発生地) 大阪府	ゆたんぼ（電子レンジ加熱式）  約17回	電子レンジ加熱式ゆたんぼを使用中、内部の蓄熱材が漏れ、衣服に付着した。  (拡大被害)	当該製品は、PET/ポリアミド/ポリプロピレン樹脂の3層ラミネートフィルム製の内袋と外袋で構成されており、事故品の内袋及び外袋の同一位置に各々破損が認められた。使用中、事故品を数回落下させていたことから、落下の衝撃によって内袋の破れと外袋外周の張り合わせ部のはく離が生じ、蓄熱材が漏れ出したものと推定される。 なお、製品のパッケージには「落としたりぶつけない」旨が注意表示されていた。  (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、落下した際の衝撃をより低減させるため、内袋の角に丸みをつけた。  (受付:2009/01/26)	消費者  (受付:2009/01/26)
2009-0075 2009/03/10  (事故発生地) 熊本県	ゆたんぼ（電子レンジ加熱式）  約2年	電子レンジ加熱式のゆたんぼを加熱していたところ、ゆたんぼが膨らんできたため慌てて電子レンジの扉を開けた際に、ゆたんぼが破裂して内容物が飛び散り、顔面に火傷を負った。  (軽傷)	被害者は、オート加熱機能を禁止する旨の表示が当該製品にあることを認識していたものの、過ってオート機能を使用したことにより、規定時間を超えて加熱されたため、樹脂フィルム製の袋の内圧が高まって破損し、内容物が飛散して火傷に至ったものと推定される。  (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、当該製品の製造・販売は既に終了している。  (受付:2009/04/07)	消費者センター  (受付:2009/04/07)

## 製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2008-3832 2008/11/11  (事故発生地) 北海道	ゆたんぼ（電子レンジ加熱式）  不明	家人の世話によって、電子レンジ加熱式ゆたんぼに足をつけて就寝していたところ、足に低温火傷を負った。	被害者は足が不自由で感覚が鈍い状態にあり、取扱説明どおりの加熱では温かく感じなかったため、再加熱していることから、通常よりも高温となっている当該品に長時間同じ部位を接触させたことで、低温火傷に至ったものと推定される。 なお、製品には、低温火傷の恐れがあるため「長時間同じ部位にあてないように」する旨や、使用者の身体が不自由な場合は、周囲が十分に注意する旨の注意表示がされていた。	使用者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター  (受付:2008/12/10)
2008-4052 2008/12/15  (事故発生地) 千葉県	ゆたんぼ（電子レンジ加熱式）  ゆたぼん UTP-B  (株) 白元ワークス  約15日3回	電子レンジ加熱式ゆたんぼを電子レンジで加熱し、取り出そうとしたところ、突然破裂して内容物が手にかかり、火傷を負った。	表示に示された加熱方法では異常が見られないことから、規定時間を超えて加熱又は、内容物が極端に偏った状態や折りたたんだ状態で部分的に集中加熱された等のため、樹脂フィルム製の袋が破損、内容物が流出し火傷に至ったものと推定される。 なお、表示には加熱方法について記載されているものの過加熱・再加熱における危険性等の注意表示が十分ではなかった。	2007（平成19）年10月販売分から、日本カイロ工業会の方針に基づいた注意表示に改善している。 なお、当機構は2007（平成19）年2月6日付け「事故情報特記ニュース」で消費者に注意喚起を行った。	消費者センター  (受付:2008/12/24)
2008-4450 2009/01/04  (事故発生地) 秋田県	ゆたんぼ（電子レンジ加熱式）  レンジでチン ハローキティホット2フレンド  (株) タカラトミー  約10年	電子レンジで加熱した蓄熱式ゆたんぼが突然破裂して、床や衣服に飛散し、手のひらやくるぶしに火傷を負った。	表示に示された加熱方法では異常が見られないことから、規定時間等を超えて加熱したことに加え、経年のため蓄熱材（ポリエチレングリコール）の融解潜熱量が低下していたことも影響し、蓄熱材が過剰に加熱され、内部圧力が高くなるとともに、本体容器（ポリメチルペンテン）に亀裂が発生し、破裂・飛散したものと推定される。 なお、表示には加熱方法について記載されているものの過剰加熱・再加熱における危険性等の注意表示が十分ではなかった。	1999（平成11）年に当該製品の販売を中止するとともに、新聞、ホームページ及び雑誌等で継続的に社告を掲載し、回収を進めている。更に、2008（平成20）年1月に全国の高齢者施設及び商品提供者在住地域を対象としたDMの送付、同年3月にテレビCMを行うなど、回収を促進する措置を追加で実施している。 なお、当機構は2007（平成19）年2月に「事故情報特記ニュース」で消費者に注意喚起を行った。	製造事業者  (受付:2009/01/20)
2008-4042 2008/12/18  (事故発生地) 広島県	ライター（ガス用）  MX-P1  (株) ライテック  約1日	ライターにガスを注入し点火操作を行ったが、着火しなかったため、別のライターの炎で着火しようと点火したところ、大きな火が出て髪の毛を焼いた。	事故品のガス注入口のバルブを固定しているゴムパッキンが振れて取り付けられていたため、ガスが注入されずに漏れて周辺に滞留し、別のライターに着火した際の炎が、滞留したガスに引火したものと推定される。	他に同種事故発生の情報がなく、単品不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、当該製品は既に輸入を終了している。	国の行政機関  (受付:2008/12/24)

## 製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 日
2008-5016 2009/02/23  (事故発生地) 千葉県	ライター（ガス用）  約1か月	ライターにガスを注入しようとしたところ、火花が出て、使用できなくなった。  (被害なし)	事故品を確認したところ、着火操作は可能であり、ガスの充てん操作を行っても火花の発生はみられなかった。ガス充てん時に過って着火レバーを押してしまい火花が発生した等の可能性は考えられるものの、詳細な使用状況は不明であり、原因の特定はできなかった。 なお、ガス充填バルブ部は底部にあり、着火のための発火石はライター上部に位置している。  (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。  (受付:2009/02/24)	消費者
2009-1480 2009/08/13  (事故発生地) 群馬県	ろうそく  3号  (株)CS  約1回	火をつけたろうそくをちょうちんに立てて使用していたところ、ろうそくの上半分が曲がってちょうちんが燃えた。  (拡大被害)	当該製品の組成には、炭素数の小さな耐熱性が低いパラフィンワックスが含まれており、立てた状態での耐熱温度（軟化点）が30～40℃の範囲であったことから、燃焼による熱及び外気温の影響で事故品周辺の温度が耐熱温度を超えたため、軟化して湾曲し、炎がちょうちんに引火したものと推定される。 なお、類似品の耐熱温度は、40～50℃の範囲であった。  (A1)	店頭POPにより、「ろうそくの形状が変形し、思わぬ事故につながる恐れ」があるとして、高温環境下での使用を中止する旨の注意喚起を行っている。 なお、在庫品については販売を中止し、店頭から回収した。  (受付:2009/09/02)	消費者センター
2009-0490 2009/04/13  (事故発生地) 神奈川県	ろうそく（ガラス製容器入り）  ジェルキャンドル  (株)ストーンマーケット  約1日1回	ガラス製容器に入ったろうそくを使用していたところ、大きな炎が上がったために慌てて吹き消した際、ろうそくが飛び散り、顔やテーブルクロスに付着した。 なお、当該製品にはジェル状のろうそくが使用されていた。  (拡大被害)	同等品を確認したところ、芯先の長さにはばらつきがあり、芯先が短いものは正常な燃焼が維持されるが、比較的芯先の長かったもので点火数分後に液面燃焼（ろうそくの上面全体が液化して炎が広がる状態）に移行する傾向にあったことから、事故品は芯先が長かったために、使用中に液面燃焼が発生し事故に至ったものと推定される。  (A2)	在庫品を全て処分するとともに、販売店において、注意喚起の店頭告知を行うこととした。 なお、当該製品の販売は既に終了しており、当該製品を仕入れた海外の事業者との取引を停止した。  (受付:2009/05/18)	輸入事業者
2009-1495 2009/08/16  (事故発生地) 大阪府	ろうそく（電池式）  約4年	使用中の電池式ろうそくの下部から火が出て、仏壇の下敷が焦げた。  (拡大被害)	当該品内部より外部の方が焼損が著しく、電池の外観や電圧に異常はないことから、製品からの発火ではないものと推定される。  (F2)	製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。  (受付:2009/09/02)	消費者センター

## 製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2009-1475 2009/08/29  (事故発生地) 富山県	ろうそく(芳香用)  不明	アロマキャンドルに火をつけて外出したところ、木造2階建て住宅から出火し、室内の床や壁など0.8平方メートルが焼損した。  (拡大被害)	アロマキャンドルをガラス製灰皿に直接置いて火をつけたまま外出したため、溶けたろうが灰皿内に溜まり、アロマキャンドルが燃え尽きる際に、灰皿内に溜まったろうに引火して燃焼し、その熱でガラス製灰皿が割れ、床などに燃え移ったものと推定される。  (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。  (受付:2009/09/01)	製品評価技術基盤機構  (受付:2009/09/01)
2009-0624 2009/05/13  (事故発生地) 東京都	ろうそく(芳香用)  不明	アロマキャンドルに火をつけて1~2時間後、キャンドルが突然破裂し、ろうが周囲に飛び散った。  (拡大被害)	製造段階、又は使用中に混入した異物がはじけたことに伴ってろうが飛散した等の可能性が考えられるが、異物の存在は確認されておらず、事故の再現もしないことから、原因の特定はできなかった。  (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 なお、製造メーカーに対して異物混入など、事故の原因となり得る不具合に対する品質管理の強化を要請することとした。  (受付:2009/05/28)	消費者センター  (受付:2009/05/28)
2008-0721 2008/05/13  (事故発生地) 岩手県	ロープ(ゴム製)  約8か月	荷づくり用のゴムロープを車の荷台で使用していたところ、両端に付いている引っかけ金具が外れて目にあたり、裂傷を負った。  (軽傷)	車の荷台止め専用でない簡易形ゴムロープを使用していたため、車の荷台に荷物を固定する際、ロープの金属フック部が十分に固定されずに外れたものと推定される。  (E2)	被害者の不注意と見られる事故であるため、措置はとらなかった。  (受付:2008/05/15)	都道府県  (受付:2008/05/15)
2008-3536 2008/10/23  (事故発生地) 東京都	ロール式粘着テープ  未使用	掃除用のロール式粘着テープから異臭がして気分が悪くなった。  (軽傷)	当該製品の包装内空気に、シクロヘキサン、トルエン、BHT(酸化防止剤)等、事故の症状を引き起こす可能性のある複数の化学物質が含まれていたことから、包装内に滞留し、開封時に一気に放散したこれらの化学物質を吸引したために体調不良になったものと考えられるが、原因物質の特定はできなかった。 なお、1日放置した当該製品からは、化学物質の放散はほとんど認められなかった。  (F2)	被害者の感受性によるものとみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、今後の製品については、開封時の化学物質放散を抑える方策を検討するとともに、パッケージに「開封の際に製品特有の臭いが感じられる場合がある旨と、「気になる方は風通しのよいところで開封」する旨を注意表示することとした。  (受付:2008/11/19)	消費者センター  (受付:2008/11/19)

## 製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2226 2007/05/28  (事故発生地) 山口県	塩化ビニル手袋  ヘルシー薄手MP ピンク  ショーワ (株)  不明	塩化ビニル手袋を使用していたところ皮膚炎を発症した。   (軽傷)	事故品から抽出・分離精製・検出した物質及び事業者から提供を受けた全配合剤で被害者にパッチテストを実施した結果、ジオクチル錫化合物(安定剤)に対し陽性反応を示したことから、当該物質との接触によりアレルギー性接触皮膚炎を発症したものと推定される。  (A1)	2007(平成19)年1月に原因物質の特定に至り、即刻原因物質の使用を中止した後、医師及び被害者の協力によるパッチテスト結果に基づいた対策品を製造・販売し、従来配合の流通在庫との交換を行った。また、日本グローブ工業会を通じて、原因物質を通知するなど、業界全体としてアレルギーに対する取り組み強化を図った。 なお、従来から、異常を感じた場合は使用を中止する旨などの注意表示は行っている。	医療機関   (受付:2007/07/10)
2008-0717 2008/05/02  (事故発生地) 兵庫県	懐中電灯  ML-100  不明  不明	懐中電灯の乾電池を交換しても点灯しないため、スイッチをONの状態に放置していたところ、本体が発熱し、乾電池の外装フィルムが変形した。  (製品破損)	当該品のプラス極とマイナス極の間にある樹脂製突起が破損したため、乾電池4本が短絡し、異常発熱したものと考えられるが、突起が破損したときの状況等が不明であるため、原因の特定はできなかった。  (G3)	製造業者等は不明であり、事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関   (受付:2008/05/15)
2008-3241 2008/09/21  (事故発生地) 愛媛県	懐中電灯(乾電池式)    約3年	懐中電灯が点灯しなかったため、スイッチを切って机の上に置いていたところ、発煙し、机の一部が焦げた。  (拡大被害)	スライド式スイッチの導電板が折れ曲がっていたため、電池装填時に導電板に引っかかり、電池を押し込んだことにより導電板が固定部から外れるとともに、電池の絶縁ラベルを傷つけて電池が短絡状態となり、異常発熱したものと考えられるが、使用状況等が不明であり、導電板が折れ曲がった原因の特定はできなかった。	事故原因が不明であり、他に同種事故発生の情報はないことから、措置はとらなかった。	輸入事業者   (受付:2008/10/27)
2009-1854 2009/09/00  (事故発生地) 愛知県	懐中電灯(乾電池式)  指圧懐中電灯(M)  サンバードー(株)  約1回	懐中電灯を点灯させたまま食卓机の上に置いていたところ、発煙し、底部が溶けた。  (製品破損)	電池ケースの負極側端子(コイルスプリング)に接続している配線金具が変形していたため、アルカリ乾電池を装填した際に、乾電池の外装ラベルを破って正極が露出し、コイルスプリングが乾電池を短絡させて異常発熱し、外郭樹脂が溶融したものと推定される。  (A2)	他に同種事故の情報はなく、拡大被害に至っていないことから、既製品について措置はとらなかった。 なお、当該品は既に輸入を終了しており、在庫品については、金具の変形がないか確認し出荷することとした。	消費者センター   (受付:2009/10/06)

## 製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2009-0613 2009/05/18  (事故発生地) 埼玉県	鞆（キャリアバッグ）  約2日2回	キャリアバッグを使用していたところ、2個の車輪のうち、一方が突然破損した。  (製品破損)	事故品は、車輪の軸受け部（ポリプロピレン製）が破断していた。当該製品の耐荷重は、事故時の荷物重量の10倍でも支障はなく、また、事故品の破面は削れて損傷が著しいことから、破損の起点等が確認できず、原因の特定はできなかった。  (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 なお、品質管理の強化を行うこととした。	消費者センター  (受付:2009/05/27)
2008-1868 2008/07/31  (事故発生地) 東京都	鞆（布製）  約1回	雑誌付録の布製バッグを開封したところ、異臭がし、バッグを持って夫婦で1時間ほど散歩した後、2人とも嘔吐した。  (軽傷)	当該製品からの放散物質として、概ね40種類の揮発性有機化合物（VOC）が検出され、シクロヘキサノンなど、事故の症状を引き起こす可能性のある複数の物質が含まれていたことから、事故品から放散したVOCを吸引したことで体調不良となったものと推定される。 なお、事故品を一定条件下の部屋に設置した際のトータルVOC室内濃度推定値は、厚労省暫定目標値以下であった。  (F2)	被害者の感受性によるものとみられる事故であるが、当該製品を付録とした雑誌の2008（平成19）年10月号～12月号に記事を掲載し、製品の交換を行った。 なお、今後の類似製品の製造にあたっては、化学物質の放散に十分留意することとした。	消費者センター  (受付:2008/08/08)
2008-3605 2008/11/00  (事故発生地) 京都府	乾電池（アルカリ）  約3か月	パソコンのマウスに使用していたアルカリ電池が液漏れした。  (拡大被害)	新旧のアルカリ乾電池を混用したため、古い乾電池が過放電状態となり内部のガス発生に伴い内圧が上昇し、安全弁が作動したため漏液したものと推定される。  (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター  (受付:2008/11/26)
2008-1879 2008/07/05  (事故発生地) 愛知県	乾電池（アルカリ）  不明	ラジコンのコントローラーに使用していた乾電池から液が漏れ、手に付着した液で顔に火傷を負った。  (軽傷)	新品と古いアルカリ乾電池を併用したため、古い乾電池が過放電状態となり内部のガス発生に伴い内圧が上昇し、安全弁が作動して漏液したものと推定される。  (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	輸入事業者  (受付:2008/08/08)

## 製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2008-4862 2007/10/00  (事故発生地) 山梨県	乾電池（アルカリ）  約2年9か月	懐中電灯に入れた乾電池が液漏れした。  (製品破損)	当該乾電池の使用開始時期は不明であるが、使用推奨期限を過ぎた状態で使用していたことに加え、使用により容量の少なくなった乾電池を懐中電灯の中に放置したことにより、乾電池が過放電状態となり、液漏れしたものと推定される。  (E2)	使用者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者  (受付:2009/02/12)
2008-1706 2008/07/09  (事故発生地) 栃木県	乾電池（アルカリ単2形）  不明	手に持っていた乾電池から突然、「パン」という音がして中身が飛び散り、両目にかかった。  (軽傷)	過放電等、使用済みの状態であった事故品が、強い衝撃を受けたため、液漏れしたと考えられるが、使用状況の詳細が不明なため原因の特定はできなかった。  (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター  (受付:2008/08/04)
2009-1723 2009/08/28  (事故発生地) 千葉県	乾電池（アルカリ単3形）  約2日	携帯扇風機（単3乾電池4本使用）に乾電池をセットして使用していたところ、1本の乾電池が液漏れを起こし、漏れた液で右大腿部に化学火傷を負った。  (軽傷)	消費者が誤って1本の乾電池を逆装填して使用したために乾電池が充電され、乾電池内部で発生したガスにより安全弁が作動し、電解液が漏れたものと推定される。  (E2)	消費者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	輸入事業者  (受付:2009/09/24)
2006-1826 2006/08/12  (事故発生地) 兵庫県	乾電池（マンガン）  約1回	家庭用プールのエアープンプにマンガン電池を装着後、ポンプが停止したのでふたを開けたところ、1本の電池が破裂して芯とふたが飛び出して熱い黒い粉が飛び散り、顔と腕に軽い火傷を負った。  (軽傷)	当該品の過負荷による使用や内部短絡等の不具合により、異常発熱して内部にガスが生じ、内部圧力が急激に上昇して破裂したため、火傷を負ったものと考えられるが、異常発熱した原因の特定はできなかった。  (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター  (受付:2006/11/02)

## 製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2008-5020 2009/02/13  (事故発生地) 長野県	簡易ガスライター  約1日	簡易ガスライターでたばこに着火し、ライターと残りのたばこを自動車のメーターパネルの上に置いて車周辺で作業していたところ、3～5分後に車内から発煙、発火し、消火の際に両手に火傷を負った。  (拡大被害)	事故の状況から、簡易ガスライターに残火が発生したと考えられるが、事故品の焼損が著しいため、原因の特定はできなかった。  (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	輸入事業者  (受付:2009/02/25)
2008-5136 2009/02/22  (事故発生地) 京都府	簡易ガスライター  不明	ヤスリ式の簡易ガスライターをたばこの着火に使用した後、洗面台に置いていたところ、「ボン」という音がしてライターが発火し、飛散した。  (製品破損)	事故の状況からライターに残火が発生したものと考えられるが、事故品は入手不能で、同等品には構造等の不具合は認められず、原因の特定はできなかった。  (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関  (受付:2009/03/05)
2008-5394 2008/12/22  (事故発生地) 埼玉県	簡易ガスライター  不明	ヤスリ式の簡易ガスライターを使用後、机(デスクマット)の上に置いていたところ、ライターが燃え上がり、デスクマットが焦げた。  (拡大被害)	事故の状況からライターに残火が発生したものと考えられるが、事故品は入手不能で、同等品には構造等の不具合は認められず、原因の特定はできなかった。  (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	輸入事業者  (受付:2009/03/27)
2008-5395 2009/01/14  (事故発生地) 東京都	簡易ガスライター  不明	ヤスリ式の簡易ガスライターを使用後、ふきんの上に置いていたところ、ふきんが燃えていた。  (拡大被害)	事故の状況からライターに残火が発生したものと考えられるが、事故品は入手不能で、同等品には構造等の不具合は認められず、原因の特定はできなかった。  (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	輸入事業者  (受付:2009/03/27)

## 製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2008-1987 2008/08/07  (事故発生地) 栃木県	簡易ガスライター  不明	車内に置いていた簡易ガスライターを使用してたばこに着火しようとしたところ、大きな炎が上がり、唇や右手指などに火傷を負った。  (軽傷)	事故品が入手できないことから、調査できなかった。  (G2)	事故品が入手できないことから、調査不能であるため、措置はとれなかった。	消費者センター  (受付:2008/08/18)
2008-4111 2008/10/10  (事故発生地) 東京都	簡易ガスライター  不明	使用後の簡易ガスライターをテーブルに置いていたところ、約3分後にライターから大きな炎が上がった。  (被害なし)	事故品が入手できないことから、調査できなかった。  (G2)	事故品が入手できないことから、調査不能であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構  (受付:2008/12/26)
2008-1667 2008/07/15  (事故発生地) 兵庫県	簡易ガスライター  A-3  (株) アマミヤ  不明	簡易ガスライターでたばこに火をつけたところ、1m以上の炎が上がり、驚いて畳に落とした。ライターの火が消えなかったため、座布団でたたいて消火した。 なお、事故前のライターには、3分の1程度のガスが残っていた。  (被害なし)	事故品の外観には溶融や焦げ等の異常は認められなかったが、ノズル内部のOリングは同等品と比較してつぶれた状態であったこと、着火時には残存していたガスが事故後は残存していなかったことから、長期間(7年)のうちに、Oリングが変形し復元しない状態となってガス漏れが生じ、異常燃焼したものと推定される。  (C1)	経年劣化による事故とみられ、他に同種事故発生の情報はなく、措置はとらなかった。 なお、当該製品の輸入は既に終了しているが、類似製品の本体貼付シールに、製造年月を記載することとした。	消費者センター  (受付:2008/07/31)
2009-0281 2009/04/07  (事故発生地) 広島県	簡易ガスライター  SK104  (株) サロメ  約1か月	ライターの炎が小さかったため再度点火したところ、10cm程度の炎が出て、まつげと眉毛を焼き、火傷を負った。  (軽傷)	事故品の着火試験の結果、ガス残量が少なくなった際に、炎高さが一旦小さくなった後に大きくなる(最大80mm)事象が再現され、炎調整部材を取り替えた場合は同事象が再現しなかったことから、当該部材に不具合があったものと推定されるが、部品の不良又は組み付け作業の不具合のいずれによるか、原因の特定はできなかった。  (G3)	事故原因が不明であり、他に同種事故発生の情報はないことから、今後の事故発生状況を注視することとし、措置はとらなかった。	消費者センター  (受付:2009/04/22)

## 製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2009-1632 2009/08/22  (事故発生地) 富山県	簡易ガスライター  不明	自動車内でたばこに火をつけようと簡易ガスライターに着火したところ、ノズル以外の部分から火が出たため驚いてライターを助手席シートに落とし、シートが焦げた。	事故品の燃料槽とタンク上蓋の接合部分から、ガスが漏れることが確認された。表示ラベルの接着剤がしみ出していたこと、燃料槽内部の支柱及び底面のラインに沿って樹脂内側が一律に白化していたこと等から、高温環境下で保管されたために燃料槽の内圧が上昇し、接合部分から漏れたガスに、着火した際の炎が引火したものと推定される。 なお、注意表示には、直射日光や50℃以上の高温を避ける旨が記載されていた。	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター  (受付:2009/09/11)
2009-1404 2009/08/23  (事故発生地) 新潟県	簡易ガスライター  不明	居室の窓台に置いてあった簡易ガスライターの樹脂部分が燃えた。	事故品は、着火ノズル周辺の樹脂が溶融変形して、着火操作部分の部品が全体に3mmほどせり上がり、レバーが完全に戻らない状態であった。事故の状況からライターに残火が発生したものと考えられるが、着火操作部分に変形した時点を含め、詳細な使用状況等が不明であるため、原因の特定はできなかった。	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関  (受付:2009/08/25)
2007-6978 2008/01/06  (事故発生地) 兵庫県	簡易ガスライター  Ocean  タイメリージャパン(有)  不明	ライターでたばこに点火したところ、大きな炎が出て額に火傷を負った。	製造工程において、ガス流量調整部のウレタンフォームが通常よりも押しつぶされた状態で組み込まれたため、機能せず、ガス流量の調整が不十分となり、着火時に大きな炎が出たものと推定される。	単品不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、海外の製造元に対して製造工程の改善及び管理の徹底を要請するとともに、今後の事故発生に注視することとした。	財団法人製品安全協会  (受付:2008/03/14)
2008-3494 2008/11/13  (事故発生地) 東京都	簡易ガスライター  北斗の拳 TI-K  東京パイプ(株)  不明	たばこに火をつけようとして簡易ガスライターを点火したところ、10cm以上の炎が上がり、たばこの先端が燃えながら落ちて、下にあったふとんを焦がした。	製造時の炎高さ調整装置を取り付ける際に不具合があったため、過大な炎が上がったものと推定される。 なお、当該製品には、「顔から離して着火」する旨の注意表示がされていた。	他に同種事故発生の情報がなく、単品不良とみられる事故であるため、既製品についての措置はとらなかった。 なお、製品検査の抜き取り数を増やし、品質管理を強化することとした。	消費者センター  (受付:2008/11/17)



## 製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2009-1916 2009/09/15  (事故発生地) 兵庫県	簡易ガスライター（着火器具）  不明	水を入れたなべを火にかけたところ、なべの中にあつた着火器具が破裂し、当該品の破片と熱湯が天井まで飛び散つた。 なお、当該品は普段、こんろ近傍のカウンターに置かれていた。	同等品による再現試験の結果、湯温95℃のなべに当該製品を投入して温度を維持した場合は、ガスタンクが破損してガスが漏れるだけであつたが、沸騰状態のなべに投入した場合はガスタンクが破裂し、なべの湯（全量）が高く噴き上がったことから、沸騰状態又は沸騰直前のなべに当該品が偶然落下し、急激な加熱に伴いガスタンクの内圧が上昇して破裂するとともに熱湯が噴き上がったものと推定される。	偶発的な事故であるため、措置はとらなかつた。	消費者センター  (受付:2009/10/13)
2009-0024 2009/03/17  (事故発生地) 奈良県	玩具（レーザーポインター）  不明  不明  不明	レーザーポインターで遊んでいたところ、レーザー光が目当たり、病院で治療を受けた。	事故品はレーザー光の強さが、技術基準に適合していない高出力の製品であり、光線が直接目に当たつたため、網膜にやけどを負つたものと推定される。	輸入事業者、型式などが不明であり、措置はとれなかつた。	国の行政機関  (受付:2009/04/01)
2009-0347 2009/04/18  (事故発生地) 広島県	吸盤  約9か月	車を運転していて異臭を感じたため確認したところ、運転席シートのヘッドレスト部分から白煙が出て、焦げていた。	車のリアウィンドウにカーテンを取り付けるために用いていた直径6cmの透明な吸盤が、太陽光線を受けて収れん作用を生じ、ヘッドレスト後部を焦がしたものと推定される。 なお、吸盤はカーテンに付属のものではなく別途購入したもので、吸盤のパッケージには、発火の恐れがあるとして「直射日光の当たる場所では使用しない」旨が注意表示されていた。	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかつた。	消費者センター  (受付:2009/04/30)
2008-1189 2008/04/11  (事故発生地) 大阪府	靴（ウォーキングシューズ）  約1年	出勤中、突然靴が地面につつかえて転倒し、左膝と右手指関節を打撲した。	事故品ソールのつま先部の摩耗が著しいことから、被害者はつま先を擦るようにして歩く癖があつたとみられるが、歩行癖との因果関係を含め、事故時の路面状態など詳細な使用状況等が不明であり、原因の特定はできなかった。	事故原因が不明であるため、措置はとれなかつた。	消費者  (受付:2008/06/23)

## 製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2008-0268 2008/03/28  (事故発生地) 神奈川県	靴（ウォーキングシューズ）  約11日	ウォーキングシューズを購入し、使用を始めて4～5時間で違和感を感じたが、翌日以降も使用を続けていたところ、足が赤くなり、湿疹ができた。  (軽傷)	被害者の症状からアレルギー性接触皮膚炎の可能性が考えられ、アレルゲンとして症例報告のあるBHT（酸化防止剤）等が含有されていたが、被害者へのパッチテストが行えず、原因の特定はできなかった。  (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。  (受付:2008/04/14)	消費者センター  (受付:2008/04/14)
2009-2601 2009/11/29  (事故発生地) 大阪府	靴（ブーツ）  ムートンブーツ  (株) ナックス  約1回	子供がブーツを履いて走っていたところ、右足のつま先ソールがはがれて転倒し、足の甲を骨折した。  (軽傷)	事故品アウトソールの接着強度が不十分であったため、使用の衝撃に耐えられずに剥がれたソールにつま先で転倒したものと推定される。  (A2)	店頭在庫を回収したとともに、2009（平成21）年12月から、販売店において店頭告知し、既製品の回収を行っている。 なお、当該製品の輸入を中止することとした。  (受付:2009/12/10)	消費者センター  (受付:2009/12/10)
2008-3696 2008/07/00  (事故発生地) 神奈川県	靴（運動靴）  健康くん 03 WH/WH  (株) アサヒコーポレーション  約3か月	幼稚園指定の運動靴で、かかとに内包されている保護プレートが割れ、足に擦過傷を負った。  (軽傷)	ゴム製のかかと保護プレート製造時の加硫条件が適正でなかったために通常より硬度が高くなり、かかと上辺部を踏んだ際に保護プレートが割れて内側に突き出し、割れた部分との接触によって擦過傷を負ったものと推定される。  (A3)	加硫条件のばらつきによる事故であり、再発する可能性は低いと考えられることから、既製品についての措置はとらなかった。 なお、今後の生産品については、天然ゴムの比率を上げるとともに、充てん剤の変更、加硫促進剤を減少させるなどして、硬度の低減化と品質の安定化を図った。  (受付:2008/12/01)	消費者センター  (受付:2008/12/01)
2008-5320 2009/03/08  (事故発生地) 東京都	靴（運動靴）  約1か月	運動靴を使用中、靴底にある通気穴から植物の茎が貫通し、左足にけがを負った。  (軽傷)	事故品は競技用シューズで、靴底に通気穴（幅5mm×長さ20mm）が6箇所あり、そのうち、薬指と小指の間に位置する通気穴から、直径約5mmの硬い茎が進入し、中底と中敷き（中底に接着剤で固定）を貫通していたが、通常の走行程度の衝撃で貫通するとは考えにくく、段差等を飛び降りるなどして相当の衝撃荷重が加わった際に茎が偶然通気穴に突き刺さり、踏み抜かれものと推定される。  (F1)	偶発的な事故とみられるため、既製品についての措置はとらなかった。 なお、消費者への注意喚起について検討することとした。  (受付:2009/03/19)	輸入事業者  (受付:2009/03/19)

## 製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-5130 2007/00/00  (事故発生地) 愛知県	靴（運動靴）  約1回	靴の中敷きで皮膚炎を発症した。 なお、当該中敷きは、EVA樹脂にポリエステル生地を貼り合わせたものである。  (軽傷)	被害者は、製品及び製品からの抽出物によるパッチテストで陽性反応を示したことから、事故品に含まれる成分によりアレルギー性接触皮膚炎を発症したものと考えられるが、原因物質の特定はできなかった。 なお、包装箱に「かゆみや痛みを感じたら直ちに使用をやめる」旨を注意表示している。  (F2)	被害者の感受性によるものとみられる事故であるため、措置はとらなかった。	医療機関  (受付:2007/12/27)
2008-3108 2008/09/00  (事故発生地) 石川県	靴（学校体育シューズ）  SS-100  (株) アスティコ  約2か月	学校指定の上履きシューズ右足のソールが、約2か月の使用ではがれた。  (製品破損)	当該製品のアッパーとミッドソールは、外周と内側中心部の2か所で接着されており、外周の接着工程におけるプライマー処理（接着強度を上げるための前処理）の不具合によって当該部位の接着が不十分となり、短期間の使用によってはく離したものと推定される。  (A2)	同種事故があるものの、すべて拡大被害（人的被害）には至っていないことから、今後の事故発生状況を注視することとし、既製品についての措置はとらなかった。 なお、製造工場において作業工程の見直しと指導を行うなど、品質管理の徹底を図った。	消費者  (受付:2008/10/17)
2008-3551 2008/10/23  (事故発生地) 兵庫県	靴（樹脂製、婦人用）  不明	女性の樹脂製シューズがエスカレーターに巻き込まれ、右足つま先が破損した。  (製品破損)	エスカレーターのステップ端部の黄色い線を踏み、樹脂製シューズがスカートガード等に接触する状態となり、「滑りにくい」「軟らかい」「伸びやすい」特性を併せ持つ当該製品とスカートガード表面のシリコンオイルの塗布状況等が相互に影響し、ステップ端部の隙間に巻き込まれたものと推定される。 なお、当該製品にはエスカレーターに乗る際の注意表示があった。	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、店舗及びホームページでエスカレーターに乗る際の注意を告知している。また、エスカレーター業界では、事故防止のため注意表示のステッカーを更新した。	輸入事業者  (受付:2008/11/21)
2008-0755 2008/04/08  (事故発生地) 神奈川県	靴（紳士用）  約2日	タイル張りのマンションエントランスで滑って転倒し、左肘を骨折するだけを負った。 なお、事故当日は雨が降っており、靴底は濡れていたが、エントランス床面は乾いた状態であった。  (重傷)	当該製品の靴底の動摩擦係数に問題は無く、靴底が湿潤していた状況も含め、靴底と床面双方の材質、形状、硬さなど種々の条件がすべりやすい組み合わせとなったことで転倒したものと推定される。 なお、取扱説明書には、靴底及び接地面の状況によっては滑る場合がある旨が記載されていた。  (F1)	偶発的な事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者  (受付:2008/05/20)

## 製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2009-1708 2009/08/24  (事故発生地) 不明	靴（婦人用パンプス）  ジルスチュアート 092-285013  (株) サンエー・インターナショナル  不明	靴のヒールが数回使用しただけで折れた。   (製品破損)	ヒール部固定用ねじが、正常品と異なる短いものであったため、強度不足によりヒール部が折れたものと推定される。   (A3)	当該製品の販売を中止し、17点中16点（総販売数22点のうち5点は社員向け販売。）は購入者が特定できているため、個別に回収を行い、残り1点については販売した店舗でPOPを掲示し、回収を行う。	販売事業者   (受付:2009/09/24)
2008-5313 2009/02/28  (事故発生地) 滋賀県	靴（婦人用ブーツ）  約1回	ショートブーツを着用していたところ、両足がかゆくなり、足首からつま先までが赤く腫れた。   (軽傷)	事故品は、合成皮革製で内側にポリエステル生地を使用しているブーツで、被害者の症状からアレルギー性接触皮膚炎の可能性が考えられるが、被害者へのパッチテストが実施できず、原因の特定はできなかった。  。なお、試験の結果、ポリエステル生地にホルムアルデヒドの含有は認められなかった。   (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。   (受付:2009/03/18)	消費者センター   (受付:2009/03/18)
2009-0970 2009/06/11  (事故発生地) 千葉県	靴（婦人用ブーツ）  a.v.v1378  オカモト（株）  不明	ブーツを履いて歩いていたところ、子供がブーツに接触し、左足の膝の裏横に2cm程の擦過傷を負った。   (軽傷)	製造時に、ブーツに取り付けられたベルトの調整が不十分であったか、穴位置が不適切であったため、バックルのピンが立った状態となっており、歩行中に子供がピンに接触しけがを負ったものと推定される。   (A3)	既製品については他に同種事故発生の情報はなく、今後の事故発生状況を注視することとした。 なお、店頭在庫については店頭より回収し、ピンが立たないようにベルトを調整し、またバックルのピンが立った場合でも危害が生じないよう、ピンの先を曲げる修理をおこなった。また、今後の製品はピン止め式バックルを使用しないこととした。	輸入事業者   (受付:2009/07/07)
2008-5308 2009/01/26  (事故発生地) 東京都	靴（婦人用ブーツ）  ジル スチュアート（品番：093-285073）  (株) サンエー・インターナショナル  約1回	ブーツをいすに座って履いたところ、片方のヒール部分が外れた。   (製品破損)	製造時に、作業者が片方のヒール取り付けの釘打ちを忘れていたためヒールが外れたものと推定される。   (A2)	製品の販売を中止し、2009（平成21）年1月29日より、店頭での広告表示及びホームページに告知して回収・無償点検を実施している。	輸入事業者   (受付:2009/03/18)



## 製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2008-5102 2009/02/14  (事故発生地) 福井県	傘(学童用、ジャンプ式)  約1か月	傘を開こうとしたところ、下ろくろから受骨が外れ、右手人差し指に軽傷を負った。  (軽傷)	受骨を固定する針金の締め付けが悪く、破損又はほどこけた可能性や、別用途で使用されたため、下ろくろに負荷が加わり、下ろくろの受骨固定時に使用される針金が緩み、事故当日の傘開放時に外れた可能性が考えられるが、事故原因の特定はできなかった。  (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 なお、受け入れ時の検品を徹底するとともに、製造工場における品質管理の強化を実施した。	消費者センター  (受付:2009/03/03)
2009-0165 2009/04/14  (事故発生地) 神奈川県	傘(自動開閉式)  約1年	折り畳みジャンプ傘がボタンを押ししても開ききらないので、手で開こうとしたところ、傘の骨に指が挟まって切れた。  (軽傷)	事故品の中樑に斜めまたは側方の荷重が加わり、中樑が曲がっていたため、傘の開閉時に下ろくろが途中で引っかかり、上はじきまで手で押し上げようとした際に下ろくろ上段のパネに指を挟んだものと推定される。  (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター  (受付:2009/04/16)
2008-1458 2008/05/26  (事故発生地) 静岡県	傘(晴雨兼用、折り畳み式)  ミラシオン兼用ミニパラソル  (株)ワールドエース大黒【倒産】  約1回	購入して初めて折り畳み傘(三つ折)を開こうとしたところ、中樑が抜けて腕に擦過傷を負った。  (軽傷)	初めての使用中樑が抜けたことから、製造時に問題があったと考えられるが、事故品の中樑取付部に明確な異常は確認できず、原因の特定はできなかった。  (G3)	輸入業者が倒産(2006(平成18)年6月)しており、事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	販売事業者  消費者センター  (受付:2008/07/11)
2005-1228 2005/10/11  (事故発生地) 大阪府	傘(折りたたみジャンプ式)  約2年	ジャンプ式折りたたみ傘を、折りたたみ、袋に収納しようとしたところ、柄が飛び出し、額に当たり、裂傷を負った。  (軽傷)	被害者が、傘を付属の収納袋にしまおうとした際に、誤って開閉ボタンを押してしまったため、柄が飛び出し、額を強打したものと推定される。  (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、当該品は既に生産を中止している。	消費者センター  (受付:2005/10/25)

## 製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2008-0940 2008/05/04  (事故発生地) 大阪府	手袋（革製、作業用）  約1回	作業用革製手袋を購入した日に、2時間着用後、手袋を外し両手を水洗いしたところ「ピリピリ」し始め、入浴後、更に「ピリピリ」した。4日後には手の皮が硬くなって指先等の皮がむけ、指を曲げるだけで痛むようになり、病院で治療を受けた。  (軽傷)	事故品及び未使用同等品から、炭素数14～21の軽油に近い石油留分が検出され、当該成分によって接触皮膚炎を発症した可能性がある一方、事故品には油等の汚れが相当に染みていたことから、使用状況による影響も考えられるが、その詳細は不明であり、原因の特定はできなかった。  (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。  (受付:2008/06/04)	消費者センター  (受付:2008/06/04)
2007-5129 2007/00/00  (事故発生地) 愛知県	手袋（作業用）  不明	手袋を使用していたところ、皮膚炎を発症した。 なお、当該品のインナー生地はポリエステルであった。  (軽傷)	被害者は、製品及び製品からの抽出物によるパッチテストで陽性反応を示したことから、事故品に含まれる成分によりアレルギー性接触皮膚炎を発症したものと考えられるが、原因物質の特定はできなかった。  (F2)	被害者の感受性によるものとみられる事故であるため、措置はとらなかった。  (受付:2007/12/27)	医療機関  (受付:2007/12/27)
2007-7059 2008/01/07  (事故発生地) 奈良県	手袋（防寒用）  約2日	手袋を着用中、両手が赤くなり、激しいかゆみを生じた。  (軽傷)	事故品には物理的な刺激を与える部位等はなく、内側のポリエステル製の起毛素材から、基準値（75 ppm）は下回るものの、遊離ホルムアルデヒドが20 ppm検出されたことから、当該物質によって皮膚炎を発症したものと推定される。 なお、表示には「体質によってはかゆみ、かぶれ、湿疹などを起こすことがあり、異常を感じたら使用を取りやめる」旨を記載している。  (F2)	被害者の感受性によるものとみられる事故であるため、措置はとらなかった。  (受付:2008/03/18)	市町村  (受付:2008/03/18)
2008-1352 2008/06/04  (事故発生地) 青森県	充電器  D1-L  (株)イーグル模型  約2日	ラジコンカーのバッテリーを充電中、異音が生じて液漏れしたので電源を切ったところ、バッテリーが爆発し、飛び散った灰が目に入って炎症を起こし、フローリング焦げた。  (軽傷)	当該品でニッケル水素バッテリーを充電する際に、ニッケルカドミウムバッテリーの充電モードで充電したため、満充電時の電圧変化が検知できず過充電状態となり、バッテリーが液漏、破裂したものと推定される。 なお、取扱説明書には、充電モードを間違えた場合の危険性について、記載はされていなかった。  (B4)	他に同種事故発生の情報がないことから、既販品について措置はとらなかった。 なお、今後は取扱説明書の記載事項を守らなかった場合の危険性について追記することとした。  (受付:2008/07/02)	消費者センター  (受付:2008/07/02)

## 製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2008-4271 2008/12/19  (事故発生地) 不明	充電器（携帯電話用、 乾電池式）  ハローキティ携帯電話用充 電器（ブランド：（株）ア リスティ） 伊藤忠商事（株）  約1日	携帯電話用充電器から異臭がし、発 煙した。   (製品破損)	電池を逆装填した時に通電してしまう構造であった ため、電解コンデンサーが異常発熱して発煙・異臭が したものと推定される。   (A1)	販売元の（株）アリスティが2008（平成 20）年12月29日付けで、ホームページに社 告を掲載し、製品回収を行っている。	輸入事業者   (受付:2009/01/09)
2009-1748 2009/05/00  (事故発生地) 東京都	充電電池（ニッケル水素 ）  約8か月	充電後の充電電池を机の上に置いてい たところ、熱くなってラベルが溶けた 。   (製品破損)	金属製のケースに電池を入れたため、ケースの金属 表面と電池の端子が接触して外部ショート状態となり 異常発熱し、ラベルが溶けたものと推定される。   (E2)	消費者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	消費者センター   (受付:2009/09/28)
2008-4684 2008/02/00  (事故発生地) 京都府	充電電池（ニッケル水素 ）  約3か月	デジタルカメラから外したニッケル 水素充電電池を上着のポケットに入れた ところ、しばらくして電池が手で持て ないほど熱くなった。   (製品破損)	充電電池に内部短絡等の構造上の異常は認められず、 使用していたデジタルカメラにも異常はないことから 、充電電池の外部短絡により異常発熱したものと考えら れるが、外部短絡した原因の特定はできなかった。   (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかつ た。	消費者センター   (受付:2009/02/02)
2005-2192 2006/01/15  (事故発生地) 京都府	充電電池（ニッケル水素 ）  約8日	ラジコンカーの充電電池を充電中、突 然火柱と煙が発生し、カーペットが汚 損した。   (拡大被害)	充電中にニッケル水素電池が異常発熱し、内部圧力 が急激に上昇して内部ガスが安全弁から噴出し、発火 したものと考えられるが、焼損が著しく、原因の特定 はできなかった。   (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかつ た。	消費者センター   (受付:2006/01/23)

## 製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2008-3102 2008/10/02  (事故発生地) 兵庫県	充電電池（ニッケル水素）  不明	ニッケル水素蓄電池4本を充電していたところ、充電器から発煙し、電池が膨張して充電器の端子部分が熱変形した。	他社製充電器を使用し充電を繰り返したため、過負荷状態となり電池が劣化し内部ショートが生じ、異常発熱して内圧が高まり安全弁が開き、充電器の電極周辺の樹脂が熱変形し発煙したものと推定される。 なお、取扱説明書には「自社製充電器を使用する。」旨、記載されている。	使用者の誤使用と見られる事故のため、措置はとらなかった。	消費者センター  (受付:2008/10/17)
2008-4434 2008/11/27  (事故発生地) 沖縄県	充電電池（ニッケル水素）  TH-3K  三洋電機（株）  約1回	充電電池を充電中、電池と充電器が溶けて焦げた。	当該品のスポンジ状の正極基体に水酸化ニッケルを詰め込みすぎたため、充電時の膨潤により正極基体にクラックが生じ、正極基体がセパレーターを貫通して負極と短絡し異常発熱が生じ、変形し焦げたものと推定される。	他に同種事故発生の情報がないことから、措置はとらなかった。 なお、2008（平成20）年6月18日以降の製造には正極の製造方法を変更して、基体の露出を抑えることで、内部短絡を防止する改善を行っている。	消費者  (受付:2009/01/20)
2008-3703 2008/11/28  (事故発生地) 神奈川県	充電電池（ニッケル水素）  約4か月	使用中のゲーム機のリモコンから焦げ臭いにおいがし、火花が出た。	被害者が電池の外装ラベルを破り、正極端子の周囲に被せてある絶縁リングを無くした状態でリモコンに逆装填したため、リモコンの負極端子が電池の正極端子と負極である外装缶に接触し、ショートして異常発熱しリモコンの樹脂が溶融したものと推定される。 なお、電池には「+、-を逆にして使用しない」「分解、改造しない」、取扱説明書には「外装をはがしたり、キズを付けない」旨記載されている。	被害者の誤使用とみられる事故あるため、措置はとらなかった。	消費者  (受付:2008/12/01)
2008-2368 2008/06/06  (事故発生地) 神奈川県	杖（アルミ製）  約6か月	杖を使おうとしたところ、突然手元近くで折れた。	事故品が修理されており、破損状況等を確認できなかったため、原因の特定はできなかった。	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者  (受付:2008/09/08)

## 製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-3500 2007/07/14  (事故発生地) 静岡県	長靴  不明	子供の長靴がエスカレーター側面のスカートガードに接触して引き込まれ、長靴の側面に傷がついた。  (製品破損)	エスカレーターのステップ端部の黄色い線を踏み、長靴がスカートガード等に接触したため、ステップ端部の隙間に巻き込まれたものと考えられるが、事故品が入手できないことから、調査できなかった。  (G2)	製造事業者等が不明であるため、措置はとれなかった。  (受付:2007/09/20)	不明
2008-0885 2008/05/25  (事故発生地) 東京都	長靴  不明	子供の長靴の左足外側の面が、下りエスカレーターの側面に巻き込まれた。  (製品破損)	下りエスカレーターを利用した際に、事故品の左足外側がスカートガードと踏段ライザー等に接触する状態となり、長靴の側面がスカートガードと踏段ライザーの隙間に巻き込まれたものと推定される。  (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、既製品についての措置はとらなかった。 なお、当該製品の売り場に注意表示のPOPを設置することとした。  (受付:2008/05/29)	警察機関
2008-5284 2009/03/10  (事故発生地) 埼玉県	爪切り  NV-3  (株) グリーンベル  不明	爪切りを使用して手足の爪を切っていたところ、裏側にあるヤスリ部分が指にあたり、裂傷を負った。  (軽傷)	長期使用(12年以上)によりヤスリ部分を固定している両面テープの接着強度が低下してヤスリが浮き上がり、その端部が鋭利であったため裂傷を負ったものと推定される。  (C1)	経年劣化による事故とみられ、他に同種事故の情報がないことから、措置はとらなかった。  (受付:2009/03/17)	消費者センター
2008-0557 2008/04/04  (事故発生地) 東京都	爪切り  SH-11  (株) リヨンプランニング  約2回	爪を切るうとしたところ、先端部が破損して天井方向に破片が飛び、かけていたためがねにあたってレンズにヒビが入り、爪切りがバラバラになった。  (拡大被害)	当該爪切りは、操作レバーの力を上刃体に伝達する支持軸を操作レバーに接続するための支持ピンの挿入が不十分であったため、操作レバー内部の支持ピンの先端部付近の樹脂に応力が集中し、操作レバーの樹脂が破断して事故が発生したものと推定される。  (A2)	単品不良とみられる事故であるため、既製品について措置はとらなかったが、今後の事故発生状況を注視することとする。 なお、今後は製造工程において支持ピンの軸の位置あわせを十分に行うとともに、操作レバーの樹脂材質を見直し、検品時に可動テストを全品に対して実施することとした。  (受付:2008/05/02)	消費者センター

## 製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2008-4982 2009/02/06  (事故発生地) 埼玉県	電子たばこ  スーパーシガレット RN40801A  フュージョンマーケティング(株) 約1日	電子たばこを充電していたところ、バッテリーから発火し、書類や携帯電話が燃え、カーペットが焦げ、指に火傷を負った。  (軽傷)	当該品のバッテリー内部でショートしたため、発火したと考えられるが、ショートした原因は特定できなかった。  (G3)	事故原因が不明であり、他に同種事故発生の情報はないことから、今後の事故発生状況を注視し、必要に応じて対応することとした。 なお、バッテリーの製品検査工程を強化した。	消費者センター  (受付:2009/02/20)
2007-2248 2007/07/07  (事故発生地) 群馬県	文具(パンチ)  PN-4  コクヨS&T(株) 不明	パンチを両手で押さえて使ったところ、パンチの支点部分が破損し、左手薬指にけがをした。  (軽傷)	破損した支点部分(ABS GF30%樹脂)の支点穴の成形・加工工程において、①支点穴周辺のウエルド面への離型剤の混入、②支点穴周辺の樹脂内に気泡が発生、③支点穴の穴あけ加工時に左右の穴に位置ずれが生じた、等による製造不良が生じていたため、支点部分が破損したものと推定される。  (A2)	2000(平成12)年10月に支点部肉厚部変更を実施し、強度をアップさせた。 なお、当該品は2006(平成18)年4月に廃番となっている。	消費者センター  (受付:2007/07/12)
2007-0380 2007/04/16  (事故発生地) 京都府	防犯ブザー(ボタン電池)  約2年	ライト付き防犯ブザーのライトが点灯せずブザー音も鳴らないので、ボタン電池(LR44)を取り出したところ、4つのうち1つが、突然、破裂した。  (製品破損)	使用されていた4個のボタン電池のうち、1個のみが破裂していることから、取り出して置いていた際、ショートしたことなどが考えられるが、事故発生時の詳細が不明であり、原因の特定はできなかった。  (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 なお、以降入荷分からは、ボタン電池の破裂の危険性について「保管の際は電池同士が接触しないようにする。ショート爆発する恐れがある」旨の注意表示を追加することとした。	消費者センター  (受付:2007/04/23)
2008-3301 2008/09/18  (事故発生地) 岩手県	目覚まし時計  約5年	目覚まし時計をベッドから落とした後、時計が熱くなって電池の蓋が変形し、電池から霧状のものが噴出した。  (拡大被害)	時計が落下したため、乾電池がずれて(一)極側のバネ端子により短絡したか、あるいは乾電池の内部短絡等により、異常発熱して内圧が上がり電解液が噴出したものと考えられるが、短絡した原因の特定はできなかった。  (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター  (受付:2008/10/31)

製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2009-1422 2009/08/08  (事故発生地) 滋賀県	腕時計  約1回	腕時計をつけていた部分の皮膚が変色し、発疹が出た。 なお、開封時に薬品臭を感じた。  (軽傷)	事故品は、入手時点で洗淨済みであったため、開封時の薬品臭については確認できなかった。当該製品は亜鉛合金に銅及び錫がメッキされていることから、これら金属によるアレルギー性接触皮膚炎の可能性が考えられるが、被害者に金属アレルギーの既往症はなく、また、パッチテストができず、原因の特定はできなかった。 なお、取扱説明書には「体質によりかゆみ・かぶれが生じた場合、使用を中止する」旨が記載されていた。	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター  (受付:2009/08/26)